

官報

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

○特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法の一部を改正する件
(環境九)

〔その他告示〕

○組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査を終了添加物の公表を行う件(内閣府一一)
○銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件(金融庁五)
○消防法第二十一条の四第二項により型式承認した検定対象機械器具等を同条第三項の規定に基づき公示する件(総務七六)

○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件(国土交通三七三)

○都市計画に関する件(同三七四)

○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件(同三七五)

○道路に関する件
(関東地方整備局七二)

○道路に関する件
(中部地方整備局二二)

○都市計画に関する件
(中国地方整備局二二、二四)

○道路に関する件(同二五)

○道路に関する件
(九州地方整備局三〇、三二)

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔官庁事項〕

令和八年度の湖河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画
(農林水産省)

指定保安検査機関の所在地の変更に関する公示(中国四国産業保安監督部)

労働

最低賃金の改正決定に関する公示
(栃木労働局最低賃金公示一)

除籍が滅失した件(法務省告示配四八)

日本国に帰化を許可する件(同四九)

〔公 告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、無縁墳墓等改葬関係

裁判所

再生関係
会社その他

法規的告示

○環境省告示第九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)第二十六条第一項第三号イ、第二項第四号ハ並びに第四項第二号イ及びハの規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法(平成二十四年八月環境省告示第百三十号)の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十六日

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号、以下「規則」という)第二十六条第一項第三号イの環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 電気伝導率 日本産業規格K〇一〇二一一の十三に定める方法による。</p> <p>五 塩化物イオン 日本産業規格K〇一〇二一一の六に定める方法による。</p>	<p>第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号、以下「規則」という)第二十六条第一項第三号イの環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 電気伝導率 日本産業規格K〇一〇一〇二一一に定める方法による。</p> <p>五 塩化物イオン 日本産業規格K〇一〇一〇三二二に定める方法による。</p>

その他告示

○内閣府告示第十一号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)第2のDに規定する安全性審査を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年厚生省告示第二百三十三号)第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年三月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査を終了添加物

品名	名称	申請者
フシコーズエビマラーゼ	<i>Escherichia coli</i> K-12 W3110 (pWKLp2) 株を用いて生産されたフシコーズエビマラーゼ	松谷化学工業株式会社

○金融庁告示第五号

株式会社八十二銀行が令和八年一月一日付けで株式会社長野銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により株式会社八十二銀行に対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十六日

金融庁長官 伊藤 豊

○総務省告示第七十六号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の四第二項の規定により、次の検定対象機械器具等について型式承認をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月十六日

総務大臣 林 芳正

種別	型式番号	承認年月日	氏名又は名称	住所
P型1級発信機	発第2024～6号	令和6.8.30	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
消火器用消火薬剤	薬第2024～1号	6.10.4	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目1番1号
定温式スポット型感知器	感第2025～1号	7.1.17	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番2号
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第2025～2号	〃	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
熱アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	感第30～15～1号	〃	〃	〃
流水検知装置	流第2025～1号	〃	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
〃	流第2025～2号	〃	アイエススプリングラー株式会社	和歌山県橋本市隅田町山内1691番地の5
〃	流第2025～3号	〃	〃	〃
〃	流第2025～4号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目1番1号
〃	流第2025～5号	〃	〃	〃
G R型受信機（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	受第2021～3～2号	7.1.22	ニッタン株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目54番5号
泡消火薬剤	泡第2025～1号	7.2.5	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目1番1号
閉鎖型スプリングラーヘッド	ス第2025～1号	7.2.12	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第2025～3号	7.2.25	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
〃	感第2025～4号	〃	〃	〃
〃	感第2025～5号	〃	〃	〃
光電式スポット型感知器（2信号及び試験機能付）	感第2025～6号	〃	〃	〃

金属製避難はし	は第2025～1号	7.3.6	株式会社瀬戸興産	愛媛県松山市南吉田町2151-1
〃	は第2025～2号	〃	株式会社セフ	埼玉県ふじみ野市亀久保1795番地35
流水検知装置	流第2025～6号	7.3.12	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番2号
〃	流第2025～7号	〃	株式会社宮本工業所	東京都港区三田三丁目4番2号
一斉開放弁	開第2025～1号	〃	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番2号
P型2級受信機（蓄積式）	受第2025～2号	7.3.21	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
中継器	中第2025～2号	7.3.28	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
G P型3級受信機	受第2025～1号	〃	〃	〃
R型受信機（蓄積式）	受第2025～3号	〃	〃	〃
中継器	中第2025～1号	7.4.4	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
〃	中第2025～3号	7.4.7	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
流水検知装置	流第2025～8号	7.4.10	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
泡消火薬剤	泡第2025～2号	7.4.30	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目1番1号
光電式分離型感知器	感第2025～7号	〃	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
〃	感第2025～8号	〃	〃	〃
一斉開放弁	開第2025～2号	7.5.15	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番2号
泡消火薬剤	泡第2025～3号	7.5.20	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目1番1号
赤外線式スポット型感知器（試験機能付）	感第2025～9号	7.5.26	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
差動式スポット型感知器	感第2025～10号	7.6.20	〃	〃
〃	感第2025～11号	〃	〃	〃
〃	感第2025～12号	〃	〃	〃
定温式スポット型感知器	感第2025～13号	〃	〃	〃
〃	感第2025～14号	〃	〃	〃
〃	感第2025～15号	〃	〃	〃
〃	感第2025～16号	〃	〃	〃
〃	感第2025～17号	〃	〃	〃
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第2025～18号	7.6.26	〃	〃

光電式住宅用防災警報器	住警第2025～1号	7. 7. 2	矢崎エナジーシステム株式会社	東京都港区港南一丁目8番15号
小型消火器	消第2025～1号	7. 7. 4	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目1番1号
消火器用消火薬剤	薬第2025～1号	”	”	”
中継器	中第2025～3～1号	”	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
泡消火薬剤	泡第2025～4号	7. 7. 9	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
閉鎖型スプリングクラーヘッド	ス第2025～2号	7. 7. 17	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番2号
定温式スポット型感知器(試験機能付)	感第2025～19号	7. 7. 28	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
P型1級発信機	発第2025～1号	”	日信防災株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目2番4号
中継器(アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付)	中第2025～4号	7. 8. 12	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目7番3号
”	中第2025～5号	”	”	”
”	中第2025～6号	”	”	”
光電アナログ式スポット型感知器(試験機能付)	感第2019～7～1号	7. 8. 27	日本フェンオール株式会社	東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号
小型消火器	消第2025～2号	7. 9. 17	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目1番1号
流水検知装置	流第28～4～1号	7. 10. 2	株式会社栗本鐵工所	大阪府大阪市西区北堀江1丁目12番19号
泡消火薬剤	泡第2025～5号	7. 10. 14	株式会社初田製作所	大阪府枚方市招提田近三丁目5番地
閉鎖型スプリングクラーヘッド	ス第2025～3号	”	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番2号
”	ス第2025～4号	”	”	”
紫外線赤外線併用式スポット型感知器	感第2025～20号	7. 11. 10	セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
”	感第2025～21号	”	”	”
閉鎖型スプリングクラーヘッド	ス第2025～5号	7. 11. 12	株式会社宮本工業所	東京都港区三田三丁目4番2号
光電アナログ式スポット型感知器(試験機能付)	感第2025～22号	7. 11. 19	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
光電アナログ式スポット型感知器(熱対応式及び試験機能付)	感第2025～23号	”	”	”
泡消火薬剤	泡第2025～6号	7. 11. 26	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番2号

中継器(アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付)	中第2021～13～2号	7. 12. 2	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
”	中第2021～14～2号	”	”	”
G R型受信機(アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付)	受第2021～7～2号	”	”	”
”	受第2021～8～2号	”	”	”
小型消火器	消第2025～3号	7. 12. 10	三津浜工業株式会社	東京都大田区東蒲田二丁目19番12号

国土交通省告示第三百七十三号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

令和八年三月十六日

国土交通大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二 (略)	一・二 (略)
三 保険等の業務を行う事務所の所在地	三 保険等の業務を行う事務所の所在地
イ (略)	イ (略)
ロ 北海道札幌市中央区南二条東二丁目十六番地	ロ 北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地
ハト (略)	ハト (略)
四 (略)	四 (略)

附 則

この告示は、令和八年三月十六日から施行する。

国土交通省告示第三百七十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の取用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十一条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月十六日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 施行者の名称 国土交通大臣
- 二 都市計画事業の種類及び名称 中部広域都市計画道路事業3・4・1号国道330号
- 三 事業施行期間 自令和二年四月十四日至令和十五年三月三十一日
- 四 事業地
 - 取用の部分 変更なし
 - 使用の部分 変更なし
- 五 取用又は使用の手続が保留される事業地
 - 取用の部分 沖縄県沖縄市胡屋一丁目、中央一丁目及び中央三丁目地内
 - 使用の部分 なし

○国土交通省告示第百七十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月二十七日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十六日 国土交通大臣 金子 恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4963号	船速距離計	D S -60	古野電気株式会社	表示装置のディスプレイ及び関連部品の変更

○関東地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十六日 関東地方整備局長 橋本 雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	松本市白坂二丁目三〇八番四五地先から同市白坂二丁目三二〇八番三七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日 令和八年三月十七日

○中部地方整備局告示第二十二号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条の四第一項の規定により、令和三年九月十日中部地方整備局告示第百二十号（道路法施行令第四条の四第一項の規定による協議が成立した件）は変更することと道路管理者岐阜県知事との協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十六日 中部地方整備局長 森本 輝

中部地方整備局長が県道松原芋島線の災害復旧に関する工事を行う場合の権限

権限の一覧		道路管理者等
1	道路区域の決定又は変更（道路法第18条第1項）	道路管理者岐阜県知事
2	共用管理施設に係る災害復旧工事の施行に係る協議（道路法第19条の2第1項）	道路管理者岐阜県知事
3	兼用工作物に係る災害復旧工事の施行に係る協議（道路法第20条第1項）	道路管理者岐阜県知事
4	他の工作物の管理者に対する工事施行命令（道路法第21条）	道路管理者岐阜県知事
5	工事原因者に対する工事施行命令（道路法第22条第1項）	道路管理者岐阜県知事
6	附帯工事の施行（道路法第23条第1項）	中部地方整備局長
7	道路管理者以外の者の行う工事等の承認（道路法第24条）	道路管理者岐阜県知事
8	道路の占用の許可（道路法第32条第1項及び第3項、第5項）	道路管理者岐阜県知事
9	利便増進誘導区域の指定（道路法第33条第2項第4号、第3項）	道路管理者岐阜県知事
10	占用工事の調整条件付与（道路法第34条）	道路管理者岐阜県知事

11	国の占用の協議、同意（道路法第35条）	道路管理者岐阜県知事
12	公益事業に係る占用工事計画書の受理（道路法第36条第1項）	道路管理者岐阜県知事
13	道路管理者による占用工事の施行（道路法第38条第1項）	道路管理者岐阜県知事
14	入札対象施設等の入札占用指針の決定等（道路法第39条の2第1項及び第6項）	道路管理者岐阜県知事
15	占用入札の実施等（道路法第39条の4第1項から第5項）	道路管理者岐阜県知事
16	入札占用計画の認定等（道路法第39条の5第1項）	道路管理者岐阜県知事
17	入札占用計画の変更の認定（道路法第39条の6第1項、第2項）	道路管理者岐阜県知事
18	占用物件の維持管理に関する措置命令（道路法第39条の9）	道路管理者岐阜県知事
19	占用期間満了後の原状回復の指示（道路法第40条第2項）	道路管理者岐阜県知事
20	車両の積載物の落下の予防等の措置命令（道路法第43条の2）	道路管理者岐阜県知事
21	違法放置等物件に対する措置（道路法第44条の3第1項から第5項）	道路管理者岐阜県知事
22	道路標識又は区画線の設置（道路法第45条第1項）	道路管理者岐阜県知事
23	道路通行の禁止又は制限（道路法第46条第1項第1号）	道路管理者岐阜県知事
24	道路通行の禁止又は制限（道路法第46条第1項第2号）	中部地方整備局長
25	トンネル、橋等における通行の禁止又は制限（道路法第47条第3項）	道路管理者岐阜県知事
26	限度超過車両の通行の許可等（道路法第47条の2第1項及び第2項、第5項）	道路管理者岐阜県知事
27	車両の通行に関する措置命令（道路法第47条の14第1項及び第2項）	道路管理者岐阜県知事
28	通行の禁止・制限の場合における道路標識の設置（道路法第47条の15）	道路管理者岐阜県知事
29	道路一体建物に関する協定締結・建物の管理（道路法第47条の18第1項）	道路管理者岐阜県知事
30	公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針の決定等（道路法第48条の23第1項及び第5項）	道路管理者岐阜県知事
31	占用予定者の選定等（道路法第48条の25第1項から第6項）	道路管理者岐阜県知事
32	歩行者利便増進計画の認定等（道路法第48条の26第1項）	道路管理者岐阜県知事
33	歩行者利便増進計画の変更の認定（道路法第48条の27第1項）	道路管理者岐阜県知事
34	地位の承継の承認（道路法第48条の29）	道路管理者岐阜県知事

35	防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限（道路法第48条の29の3）	道路管理者岐阜県知事
36	防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示（道路法第48条の29の4）	道路管理者岐阜県知事
37	災害応急対策施設管理協定の締結等（道路法第48条の29の6第1項）	道路管理者岐阜県知事
38	車両の停留の許可（道路法第48条の32第1項及び第3項）	道路管理者岐阜県知事
39	便利施設協定の締結等（道路法第48条の37第1項）	道路管理者岐阜県知事
40	自動車駐車場等運営権者との協議（道路法第48条の45）	道路管理者岐阜県知事
41	道路協力団体との協議（道路法第48条の64）	道路管理者岐阜県知事
42	共用管理施設の管理費用に関する協議（道路法第54条の2第1項）	道路管理者岐阜県知事
43	他人の土地の立入又は一時使用（道路法第66条第1項）	道路管理者岐阜県知事
44	長時間放置車両の移動等（道路法第67条の2第1項から第5項）	道路管理者岐阜県知事
45	非常災害時における土地の一時使用等（道路法第68条第1項及び第2項）	道路管理者岐阜県知事
46	他人の土地の立入等に係る損失補償等（道路法第69条）	道路管理者岐阜県知事
47	監督処分（道路法第71条第1項から第3項前段）	道路管理者岐阜県知事
48	道路法に基づく許可等に関する報告、立入検査（道路法第72条の2第1項、第2項）	道路管理者岐阜県知事
49	許可等の条件の付与（道路法第87条第1項）	道路管理者岐阜県知事
50	不用物件と新たに道路を構成する物件との交換（道路法第92条第4項）	道路管理者岐阜県知事
51	不用物件使用の申出及びその引渡しを受けること（道路法第93条）	道路管理者岐阜県知事
52	都道府県公安委員会との調整（道路法第95条の2第1項及び第2項）	中部地方整備局長
53	車両の総重量等の限度の設定（車両制限令第7条第2項）	道路管理者岐阜県知事
54	車両の通行方法の設定（車両制限令第10条第3項）	道路管理者岐阜県知事
55	他の道路の指定（車両制限令第11条第1項）	道路管理者岐阜県知事
56	特殊な車両の認定等（車両制限令第12条）	道路管理者岐阜県知事
57	災害時における車両の移動等（災害対策基本法第76条の6第1項から第4号）	道路管理者岐阜県知事

○中国地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長 杉中 洋一

- 一 施行者の名称 広島県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和四十八年建設省告示第百九十八号広島圏都市計画下水道事業 太田川流域下水道
- 三 事業施行期間 自昭和四十八年一月三十日至今和十三年三月三十一日
- 四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

○中国地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長 杉中 洋一

- 一 施行者の名称 広島県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十六年中国地方整備局告示第百二十一号備後圏都市計画道路事業三・四・百十五号栗柄広谷線及び三・六・百一号中須父石線
- 三 事業施行期間 自平成二十六年六月二十七日至今和十年三月三十一日
- 四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

○中国地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長 杉中 洋一

- 一 施行者の名称 広島県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 令和三年中国地方整備局告示第五十九号備後圏都市計画道路事業三・四・百十五号栗柄広谷線
- 三 事業施行期間 自令和三年五月十九日至今和十二年三月三十一日
- 四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

○中国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長 杉中 洋一

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 二号
(三) 道路の区域

変更前 敷地の幅員 延長
後別 敷地の幅員 延長

東広島市西条中央四丁目一〇一三番五から同市西条町御蘭宇字伴文沖一―二五番五まで

前 四〇・九〇〇〇〇
後 四五・四〇〇〇〇

九州地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 十号
(三) 道路の区域

九州地方整備局長 垣下 禎裕

始良市加治木町日木山字黒川一〇番一〇地内

九州地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 二百二十号
(三) 道路の区域

九州地方整備局長 垣下 禎裕

鹿屋市白水町一九八六番四から垂水市新城市梶ヶ平四三四番一まで

前 BA 七・五〇〇〇〇
後 BA 一五・〇〇〇〇〇

九州地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十六日 九州地方整備局長 垣下 禎裕
路線名 供用開始の区域
二百二十号 垂水市新城市南上床五四二番二から同市新城市落ヶ迫
四四〇〇番一まで 九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所
供用開始の期日 令和八年三月十六日

国会事項

衆議院

議案提出

三月十二日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

予算委員長坂本哲志君解任決議案（重徳和彦外四名提出）

要求書受領
三月十二日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

予算委員長坂本哲志君解任決議案（重徳和彦外四名提出）

議事日程

三月十三日の議事日程は次のとおり。
議事日程 第六号
令和八年三月十三日（金曜日）
午後一時開議

第一 運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

第二 農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案（内閣提出）

第三 日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

参議院

質問主意書提出

三月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

参議院本会議における質疑に対する高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一三三号）

国民保護法における国及び地方公共団体の役割分担等の在り方に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第一四号）

奨学金返済減税の導入に否定的な高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一五号）

外国人留学生の在籍管理に係る改善指導対象校への私立大学等経常費補助金の交付再開に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一六号）

叙位・叙勲

〇叙位

正五位に叙する

従五位に叙する

伊藤 玲子

貝谷 龍夫

森田 良久

正六位に叙する（各通）

伊藤 征司

鈴木 稔

森 直樹

岩本 清一

正七位に叙する（各通）

大宅 幸一

従七位に叙する（各通）

安部 和浩

安部 順三

河尻 忠巳

高橋 仁志

正六位に叙する（各通）

梅木 栄夫

酒井 秀一

橋爪 政芳

柳橋 せつ

依藤 雅司

渡邊 英雄

巻幡 展男

門田 峻徳

大谷 淳

辻 治

野口 昭治

若林 博生

佐藤 安男

光成 良行

長曾我部泰

永井 博

大山 績

葛西 直敏

篠崎 徳治

小宅 義文

千葉 繁

宮川 昌幸

横岡 一男

小貫 紀久

西川 慎

佐藤 史生

長嶺 由和

吉浜 朝幸

須部 義夫

官 庁 報 告

官 庁 事 項

令和8年度の湖河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画
令和8年度の湖河魚類のうち、さけ及びますの個体群の維持のために、国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

Table with 5 columns: 放流水系 (Water System), さ (Sake), け (Masu), からふとます (Carafuto Masu), さくらます (Sakura Masu), 合 計 (Total). Rows include 斜里川, 徳志別川, 天塩川, 石狩川, 尻別川, 伊茶仁川, 西別川, 釧路川, 十勝川, 静内川, 遊樂部川, and a total row.

指定保安検査機関の所在地の変更に関する公示
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づき、指定保安検査機関の事業所の変更の届出があったので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第二項第三号の規定に基づき、公示する。

中国四国産業保安監督部長 金子 健

Table with 3 columns: 名称 (Name), 変更前後別 (Before/After Change), 所在地 (Location). Rows include 岡山ガステクノサービス株式会社 and 岡山ガステクノサービス株式会社.

- 天野 廣明 上野 義幸 宇利 富夫
大山 敏彦 梶原 幸弘 菊池 文融
河野 昌信 坂根 肇 品川 正明
玉城 亀夫 野々宮道人 元山 秀志
(熊本県芦北町議会副議長)
(熊本県芦北町議会副議長)
正七位に叙する
河崎 進
旭日単光章を授ける(二月六日)
(熊本県芦北町議会副議長)
旭日双光章を授ける
田中 正隆 西山 俊一
星 藤一 渡邊 正尚
旭日単光章を授ける(各通)(以上二月七日)
河上 正
旭日双光章を授ける
江原 耕司 谷本 昇
旭日単光章を授ける(各通)(以上二月八日)
高橋 昭貴
旭日双光章を授ける(二月十日)
辻 治 和久田明義
瑞宝双光章を授ける(各通)
大宅 幸一 櫻井 佳明
長曾我部泰(各通)(以上二月五日)
野末三樹夫
阿部 和浩 大城 元 黒田 孝士
酒井 秀一 高井 道夫 橋爪 政芳
横岡 一男 依藤 雅司
瑞宝双光章を授ける(各通)
石塚久仁男 金井 弘明 永崎 良二
西川 慎 野口 達夫
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上二月六日)
佐藤 史生
瑞宝小綬章を授ける
上野 義幸 小林 清 須部 義夫
玉城 亀夫 長嶺 由和
瑞宝双光章を授ける(各通)
片岡 初男 田村 実
大山 敏彦
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上二月七日)
稲葉 実
瑞宝小綬章を授ける
秋本 祥夫 一丸 法久 甲斐 忠良
反中 良光 服部 肇 東 利男
平田 和稔 宮本 利男 村上 昌彰
山本 元治
瑞宝双光章を授ける(各通)
名取喜久雄
正七位に叙する(以上二月九日)
山岸 昭
正六位に叙する(各通)
中嶋 家誠
森 功
白江 義育
正七位に叙する(以上二月九日)
山岸 昭
正六位に叙する
富樫 宗
(鶴岡市消防司令)
名取喜久雄
正七位に叙する(以上二月十日)
富樫 宗
正六位に叙する
中尾 清和
丸山 靖
正七位に叙する(各通)(以上二月十一日)
小林 茂昭
正五位に叙する
島海 三郎
従六位に叙する(以上二月十二日)
島海 三郎

〇叙勲

佐藤 博水 土井 繁則
旭日単光章を授ける(各通)(二月五日)
新谷 漸

状 働

最低工賃の改正決定に関する公示

栃木労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、栃木県電気機械器具製造業最低工賃（令和6年栃木労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年3月16日

栃木労働局長 川口 秀人

栃木県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
コネクタ	差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1ピンにつき 57銭

4 効力発生の日 令和8年4月20日

法務省告示第百四十八号

山形県西村山郡大江町役場保存の次の陰籍が滅失した。

令和八年三月十六日 法務大臣 平口 洋

山形県西村山郡左沢町大字左沢二百五十九番地の二 林 正

法務省告示第百四十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年三月十六日 法務大臣 平口 洋

住所 三重県津市

王志江 昭和55年6月28日生

王星豪 平成15年4月24日生

住所 川崎市川崎区

ゲン・ニュー・ホア 昭和57年10月2日生

クオン・ゲン・ジ 平成19年1月12日生

クオン・ゲン・バオ・ミ 平成25年3月5日生

ブイ・コック・アン 平成25年2月4日生

住所 横浜市港北区

ゲン・トゥイ・ニユン 昭和61年4月30日生

住所 奈良県天理市

マツダゲ・ミヌラ・マラカ 平成3年3月28日生

住所 横浜市神奈川区

李邱平 昭和54年10月11日生

住所 富山市

ラバ・ニキータ・アレクサンドロビッチ 平成18年6月7日生

住所 東京都新宿区

呉宜燦 平成3年5月29日生

住所 東京都葛飾区

劉偉 昭和49年3月31日生

住所 千葉県我孫子市

施静恵 平成7年2月17日生

住所 福岡市南区

カピン・ライ 昭和62年4月23日生

住所 群馬県高崎市

柳靖家 昭和44年10月8日生

住所 北海道函館市

ユ・デン・スン 昭和45年10月11日生

住所 埼玉県鴻巣市

詹舒緯 平成11年7月14日生

住所 山口県光市

趙紫晴 平成4年2月5日生

住所 東京都板橋区

李政夫 昭和58年9月5日生

住所 東京都立川市

周桐子 昭和42年10月22日生

住所 千葉県柏市

陳子鵬 昭和50年11月22日生

陳羽希 平成25年9月19日生

陳雅希 平成29年12月20日生

住所 千葉県船橋市

アシス・タバ 平成2年8月27日生

シワンス・タバ 令和3年12月30日生

住所 長崎市

姜詠 昭和62年9月10日生

住所 栃木県佐野市

エデゼル・ルンバ・シルバ 平成14年8月6日生

エリカ・ルンバ・シルバ 平成16年4月2日生

住所 神戸市西区

新戸康子 昭和40年4月17日生

住所 神戸市須磨区

金幸成 昭和43年2月1日生

住所 神戸市長田区

趙正樹 昭和36年7月7日生

金明美 昭和38年12月21日生

住所 兵庫県伊丹市

沈宗九 昭和24年8月12日生

鄭友子 昭和27年2月3日生

住所 神戸市須磨区

尹吉龍 昭和27年6月10日生

鄭光子 昭和33年7月4日生

尹馨彩 昭和61年10月13日生

住所 兵庫県尼崎市

玄友里 平成8年3月27日生

住所 東京都世田谷区

ジンチェンコ・アリサ・セルヒイヴナ 昭和54年1月25日生

住所 東京都中央区

スカラバン・ヴィタリー・ジミトリエヴィッチ 平成2年5月30日生

住所 東京都足立区

劉志穂 平成7年9月23日生

住所 大阪府此花区

鞠潤尚 平成5年10月25日生

住所 横浜市緑区

ハレンドラ・バンダリ 昭和56年6月5日生

住所 横浜市緑区

李響 平成10年9月11日生

住所 神戸市中央区

荘天仁 昭和30年3月7日生

鄭宝芳 昭和37年4月1日生

荘伶奈 平成7年8月2日生

住所 兵庫県明石市

荘俊明 平成10年1月4日生

住所 神戸市中央区

荘天正 昭和31年6月21日生

住所 大阪府和泉市

法天羽 平成5年10月11日生

住所 大阪府福島区

モハメッド・ブジリダ 平成5年6月17日生

住所 宮城県都城市

ディル・クマル・ギリ 平成8年4月3日生

住所 京都市右京区

苗苺 昭和44年12月26日生

住所 愛知県犬山市

趙沢峰 平成3年9月6日生

住所 埼玉県深谷市

マルロン・アキラ・カイチョ・キド 平成13年3月31日生

住所 静岡県菊川市

エドワード・ミツオ・ヤマシタ 昭和55年9月9日生

住所 静岡県菊川市

ウィリアン・ケンジ・ヤマシタ 昭和57年2月3日生

住所 愛知県岡崎市

カリスマ・ケー・シー・バンダリ 平成4年11月13日生

ミサキ・バンダリ 平成28年3月7日生

カヤ・バンダリ 平成30年2月5日生

住所 千葉県市川市

ゾーヤ・セルチャン 平成31年2月22日生

住所 東京都港区

ネイ・チ・ウー 昭和60年6月17日生

住所 東京都北区

俞彩虹 平成2年2月10日生

住所 兵庫県尼崎市

呉世慶 昭和23年10月1日生

住所 福岡市東区

スレンドラ・シュレストタ 平成4年6月6日生

住所 高知県南国市

曲晶怡 平成元年2月9日生

住所 愛知県瀬戸市
金龍萬 昭和12年8月4日生
金八千代 昭和20年6月12日生
金孝広 昭和43年7月19日生
金洋子 昭和45年9月22日生

住所 愛知県豊田市
権赫銖 昭和21年11月17日生
崔京子 昭和28年12月1日生

住所 東京都江戸川区
呉争輝 昭和46年7月20日生
章甦 昭和49年11月1日生
呉般若 平成15年9月12日生
呉仲麟 平成18年8月24日生

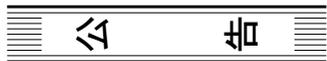
住所 京都市右京区
崔浩三 昭和43年2月21日生
姜晴子 昭和45年9月14日生
崔侑朔 平成10年7月10日生
崔元哉 平成13年11月24日生
崔千佳 平成22年12月20日生

住所 京都市右京区
崔太希 平成11年10月15日生

住所 京都市南区
許隆志 昭和63年11月23日生

住所 京都府船井郡京丹波町
崔美由紀 昭和46年10月19日生
金美貞 平成25年12月8日生

住所 京都市右京区
李美姪 昭和17年9月20日生
張愛紫 昭和52年9月22日生
張庚彦 昭和55年9月25日生



記 告 官

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、令和8年2月9日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
令和8年3月16日 法務大臣 平口 洋 記

氏名 辻 史克
所属する司法書士会 釧路司法書士会
登録番号 釧路第213号
事務所の所在地 北海道帯広市西7条南9丁目39番地

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、令和8年2月16日から2年の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
令和8年3月16日 法務大臣 平口 洋 記

氏名 阿部 健
所属する司法書士会 群馬司法書士会
登録番号 群馬第248号
事務所の所在地 群馬県みどり市大間々町桐原990番地6

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、令和8年2月9日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
令和8年3月16日 法務大臣 平口 洋 記

氏名 中村 博愛
所属する司法書士会 大阪司法書士会
登録番号 大阪第851号
事務所の所在地 大阪府茨木市中津町17番27号

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、令和8年2月6日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
令和8年3月16日 法務大臣 平口 洋 記

氏名 前田修次人
所属する司法書士会 長崎県司法書士会
登録番号 長崎第422号
事務所の所在地 長崎県雲仙市愛野町甲3808番地3

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、令和8年2月14日から1か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。
令和8年3月16日 法務大臣 平口 洋 記

記

氏名 森本 英利
所属する土地家屋調査士会 奈良県土地家屋調査士会
登録番号 奈良第357号
事務所の所在地 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4727番地

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第1号の規定に基づき、令和8年2月9日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。
令和8年3月16日 法務大臣 平口 洋 記

氏名 並川 雄一
所属する土地家屋調査士会 広島県土地家屋調査士会
登録番号 広島第1655号
事務所の所在地 広島市中区白島中町17番17号

無縁墳墓等改葬公告

一般国道474号水窪佐久間道路事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和8年3月16日
国土交通省中部地方整備局長 森本 輝
1 墳墓等所在地 静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3594番1の1の1地内
1 墳墓等の名称 一般国道474号水窪佐久間道路事業敷地
1 死亡者の本籍及び氏名 不詳
1 改葬を行おうとする者 静岡県浜松市中央区名塚町266 国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長 白井 宏明

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和8年（家）第89号
青森県青森市八重田4丁目12番1号
申立人 相馬 修一
本籍青森県青森市中央1丁目260番地、最後の住所青森市八重田4丁目12番16号、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和7年6月22日、出生の場所青森県西津軽郡車力村、出生年月日昭和29年9月30日、職業無職
被相続人 亡 阿部のり子
事務所青森市古川2丁目2番6号 葛西ビル3階 須藤真悟法律事務所
相続財産清算人 弁護士 須藤 真悟
催告期間満了日 令和8年10月21日
青森家庭裁判所

令和8年（家）第3004号
静岡県掛川市倉真814番地の1
申立人 松浦 克彦
本籍静岡県掛川市倉真820番地、最後の住所静岡県掛川市倉真820番地、死亡の場所静岡県掛川市、死亡年月日令和元年11月24日頃、出生の場所静岡県小笠郡倉真村、出生年月日昭和15年3月13日、職業不明
被相続人 亡 高柳 法夫
静岡県掛川市亀の甲1丁目14番7号 司法書士桑原淑浩事務所
相続財産清算人 司法書士 桑原 淑浩
催告期間満了日 令和8年10月23日
静岡家庭裁判所掛川支部

令和7年（家）第449号
東京都中央区八重洲2丁目10番17号
申立人 株式会社商工組合中央金庫
本籍三重県三重郡川越町大字豊田204番地、最後の住所三重県三重郡川越町大字豊田204番地、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和6年12月27日、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和27年1月20日、職業会社代表取締役
被相続人 亡 野呂 源一
三重県四日市市三栄町4番9号 コーポラルトク1階リベラ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小貫 陽介
催告期間満了日 令和8年10月20日
津家庭裁判所四日市支部

令和8年(家)第80006号

仙台市青葉区国分町1丁目7番16号ウッドライズ仙台7階

申立人 金子 享平

本籍宮城県遠田郡美里町和多田沼字前田59番地2、最後の住所宮城県遠田郡美里町和多田沼字前田59番地2、死亡の場所宮城県遠田郡美里町、死亡年月日令和7年6月11日、出生の場所宮城県遠田郡涌谷町、出生年月日昭和26年9月26日、職業無職

被相続人 亡 坂本 正一

事務所仙台市青葉区国分町1丁目7番16号ウッドライズ仙台7階

相続財産清算人 弁護士 金子 享平

催告期間満了日 令和8年10月27日

仙台家庭裁判所古川支部

令和7年(家)第2407号

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

申立人 京都市長 松井 孝治

本籍京都市伏見区向島庚申町23番地26、最後の住所京都市伏見区向島庚申町23番地の26、死亡の場所京都府宇治市、死亡年月日平成25年8月23日、出生の場所京都市伏見区、出生年月日昭和27年11月18日、職業不明

被相続人 亡 山田 和子

事務所京都市中京区両替町通竹屋町上る西方寺町157フジタビル2階25号 とみまる法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川正明

催告期間満了日 令和8年10月8日

京都家庭裁判所

令和8年(家)第4003号

岩手県奥州市江刺岩谷堂字中野42番地

申立人 菅原 太一

本籍岩手県奥州市江刺岩谷堂字新地野堰上150番地、最後の住所岩手県奥州市江刺玉里字青篠71番地1、死亡の場所岩手県奥州市、死亡年月日令和7年12月2日、出生の場所岩手県江刺市、出生年月日昭和17年12月12日、職業無職

被相続人 亡 菊地 忠光

事務所岩手県奥州市水沢佐倉字東柳ノ町18番地1 弁護士法人岩手銀河法律事務所

相続財産清算人 弁護士 森崎 信介

催告期間満了日 令和8年9月30日

盛岡家庭裁判所水沢支部

令和8年(家)第4002号

茨城県つくば市二の宮2丁目1番地7つくば特許ビル3階

申立人 渡邊季代子

本籍茨城県つくば市高野台3丁目11番地24、最後の住所茨城県つくば市高野台3丁目11番地24、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日令和7年10月28日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和20年1月14日、職業無職

被相続人 亡 小林 一元

事務所茨城県つくば市二の宮2丁目1番地7つくば特許ビル3階

相続財産清算人 司法書士 渡邊季代子

催告期間満了日 令和8年9月30日

水戸家庭裁判所土浦支部

令和8年(家)第20008号

群馬県前橋市南町3丁目65番地2

申立人 シエル・ジャルダン南町管理組合

本籍群馬県前橋市平和町2丁目63番地、最後の住所群馬県前橋市南町3丁目65番地2シエル・ジャルダン南町203号、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和7年10月16日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和24年9月23日、職業無職

被相続人 亡 片山 彰

事務所群馬県前橋市天川原町1-7-5 寺澤ハイツ101号室 柳澤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柳澤 和良

催告期間満了日 令和8年9月30日

前橋家庭裁判所

令和8年(家)第20009号

群馬県前橋市龍藏寺町272番地1

申立人 相崎 ゆ美

本籍群馬県館林市本町2丁目1653番地、最後の住所群馬県高崎市箕郷町松之沢333番地、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和7年10月24日、出生の場所群馬県邑楽郡館林町、出生年月日大正11年1月18日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 はる

群馬県伊勢崎市下触町207番地24

相続財産清算人 司法書士 岩沼 良堯

催告期間満了日 令和8年9月27日

前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第30307号

神奈川県横浜市青葉区桜台22-4

申立人 齋藤 朝子

本籍東京都目黒区上目黒2丁目2090番地、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市初富137番地59、死亡の場所千葉県鎌ヶ谷市、死亡年月日推定令和7年4月23日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和28年2月16日、職業公認会計士

被相続人 亡 小西宏太郎

事務所千葉県柏市中央町2-1 柏センタービル4階 柏グリーン法律事務所

相続財産清算人 弁護士 羽角 和之

催告期間満了日 令和8年10月26日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第7119号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍千葉県山武郡九十九里町藤下1018番地、最後の住所千葉県山武郡九十九里町作田2293番地9、死亡の場所千葉県山武市、死亡年月日令和5年2月14日、出生の場所千葉県山武郡九十九里町、出生年月日昭和34年6月7日、職業不明

被相続人 亡 岩崎 成利

事務所千葉市中央区中央3丁目15番6号やまちょうビル9階 弁護士法人山本総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 大輔

催告期間満了日 令和8年10月26日

千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第72669号

和歌山県東牟婁郡串本町西向740番地

申立人 富永みどり

本籍和歌山県新宮市佐野1丁目72番地5、最後の住所東京都中央区銀座4丁目10番12号アソルティー銀座ビル5階、死亡の場所東京都港区、死亡年月日令和4年10月29日、出生の場所和歌山県東牟婁郡古座町、出生年月日昭和10年11月19日、職業無職

被相続人 亡 前田 太作

事務所東京都千代田区平河町2丁目16番6号j e vビル9階 隼町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 正樹

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第73022号

熊本県山鹿市方保田928番地2

申立人 若杉 和弘

本籍東京都新宿区下落合4丁目782番地、最後の住所東京都新宿区中落合1丁目12番13-101号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和7年8月28日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和40年9月29日、職業不明

被相続人 亡 若杉 紀子

事務所東京都千代田区神田神保町1丁目2番地5 和栗ハトヤビル7階 篠塚・野田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小松 達成

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第73134号

神奈川県横浜市中区山下町209番地

申立人 神奈川県信用保証協会

本籍東京都港区高輪2丁目31番地、最後の住所東京都港区高輪2丁目15番11-310号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日令和5年7月11日、出生の場所東京都府中市深川区、出生年月日昭和8年11月5日、職業不明

被相続人 亡 鈴木喜一郎

事務所東京都千代田区丸の内3丁目4番2号新日石ビル10階 田辺総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上中 綾子

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第70182号

東京都板橋区加賀1丁目14番1-116号

申立人 若林 宏美

本籍東京都板橋区蓮根1丁目18番地、最後の住所東京都板橋区加賀1丁目3番1号愛誠病院、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和7年12月16日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和33年11月5日、職業無職

被相続人 亡 高野久美子

事務所東京都千代田区神田多町2丁目11番4号セキビル5階 柄澤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柄澤 昌樹

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90375号

東京都西東京市向台町3丁目5番27-1134号
申立人 召田 正子
本籍愛媛県西予市野村町野村12号501番地、最後の住所東京都東久留米市幸町1丁目19番5-404号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年9月16日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和13年11月3日、職業無職
被相続人 亡 新家 和彦
事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉羽真一郎
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所立川支部

令和8年(家)第90003号

東京都西多摩郡檜原村467番地1
申立人 檜原村長 吉本 昂二
本籍東京都西多摩郡檜原村1845番地、最後の住所東京都西多摩郡檜原村1845番地、死亡の場所東京都西多摩郡檜原村、死亡年月日令和5年8月10日、出生の場所東京都西多摩郡檜原村、出生年月日昭和30年5月14日、職業不明
被相続人 亡 中村 技
事務所東京都立川市曙町1丁目14番17号篠野ビル6階 多摩あおば法律事務所
相続財産清算人 弁護士 土橋 実
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第41111号

神奈川県横浜市磯子区森6-28-1-116
申立人 久良岐ヶ丘住宅管理組合
本籍神奈川県横須賀市佐野町3丁目32番地、最後の住所神奈川県横浜市磯子区汐見台1丁目3番地2 磯子汐見台ヒルズ106号、死亡の場所神奈川県横浜市磯子区、死亡年月日令和5年12月6日、出生の場所神奈川県横浜市磯子区、出生年月日昭和48年1月18日、職業不明
被相続人 亡 野一色 薫
事務所横浜市中区住吉町1-2 スカーフ会館5階
相続財産清算人 弁護士 吉田 正穂
催告期間満了日 令和8年10月15日
横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40043号

神奈川県横浜市金沢区谷津町264番地
申立人 加藤 好幸 他2名
本籍神奈川県横浜市金沢区谷津町238番地、最後の住所神奈川県横浜市金沢区谷津町238番地、死亡の場所神奈川県横浜市金沢区、死亡年月日推定令和6年12月21日から31日までの間、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和20年2月4日、職業不明
被相続人 亡 青木 猛
事務所神奈川県横須賀市追浜本町1-32-1 ベルストンビル2階
相続財産清算人 弁護士 田口 裕樹
催告期間満了日 令和8年10月15日
横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40128号

神奈川県横浜市保土ヶ谷区新井町614番地22
申立人 コスモファミーユ西谷管理組合
本籍鳥取県八頭郡八頭町見槻241番地、最後の住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区新井町614番地22コスモファミーユ西谷305、死亡の場所神奈川県横浜市保土ヶ谷区、死亡年月日推定令和4年4月1日から10日までの間、出生の場所鳥取県八頭郡隼村、出生年月日昭和26年7月9日、職業不明
被相続人 亡 田中 明
事務所横浜市中区北仲通3-33中小企業共済ビル2階
相続財産清算人 弁護士 古西 達夫
催告期間満了日 令和8年10月15日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第7248号

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地
申立人 株式会社フィナンシャルドゥ
代表者代表取締役 富田 数明
本籍山形県米沢市城西3丁目5330番地、最後の住所川崎市中原区上丸子山王町1丁目1556番地36、死亡の場所神奈川県川崎市中原区、死亡年月日令和7年3月24日、出生の場所山形県西置賜郡小国町、出生年月日昭和25年1月18日、職業不明
被相続人 亡 卯月 正一
川崎市川崎区東田町1番地2 いちご川崎ビル2階 神奈川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 早川 洋
催告期間満了日 令和8年10月22日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第5209号

横浜市磯子区杉田2-17-6
申立人 山田 愛子
本籍神奈川県三浦市初声町高円坊1476番地、最後の住所神奈川県三浦市初声町高円坊1476番地、死亡の場所神奈川県三浦市、死亡年月日令和7年8月30日、出生の場所神奈川県三浦市、出生年月日昭和21年6月26日、職業不明
被相続人 亡 鈴木 啓一
事務所神奈川県横須賀市大滝町1丁目25番地1
相続財産清算人 弁護士 樫福 宏征
催告期間満了日 令和8年10月5日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和8年(家)第3009号

東京都豊島区目白2丁目3番7号
申立人 小林 聡美
本籍新潟県加茂市穀町93番地、最後の住所新潟県加茂市穀町9番35号、死亡の場所新潟県加茂市、死亡年月日令和7年3月頃、出生の場所新潟県加茂市、出生年月日昭和41年10月14日、職業無職
被相続人 亡 阿部 幸英
事務所新潟県三条市旭町2丁目2番35号平山勝也法律事務所
相続財産清算人 弁護士 平山 勝也
催告期間満了日 令和8年10月26日
新潟家庭裁判所三条支部

令和8年(家)第20033号

東京都中央区日本橋小舟町8番1号
申立人 のぞみ債権回収株式会社
本籍山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1357番地、最後の住所山梨県西八代郡市川三郷町市川大門2838番地、死亡の場所山梨県西八代郡市川三郷町、死亡年月日推定令和7年1月5日、出生の場所山梨県西八代郡市川大門町、出生年月日昭和33年3月8日、職業中古車買取販売業
被相続人 亡 今村 久
事務所山梨県甲府市相生1丁目3番11号 ひまわり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 近藤 徹
催告期間満了日 令和8年9月27日
甲府家庭裁判所

令和8年(家)第76号

愛知県日進市折戸町中屋敷137番地3
申立人 池津 龍幸
岐阜県可児市虹ヶ丘2丁目70番地
申立人 池津 文夫
申立人ら手続代理人弁護士 高井 克介

本籍新潟県長岡市関原町1丁目773番地3、最後の住所岐阜県多治見市市之倉町13丁目83番地の456、死亡の場所岐阜県多治見市、死亡年月日令和7年3月20日、出生の場所新潟県三島郡関原町、出生年月日昭和25年1月12日、職業無職
被相続人 亡 長谷川利久
岐阜県土岐市泉町久尻30-11とうと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田中 敦
催告期間満了日 令和8年9月25日
岐阜家庭裁判所多治見支部

令和7年(家)第30211号

静岡県静岡市葵区相生町1番1号
申立人 しずおか焼津信用金庫
同代表者代表理事 田形 和幸
本籍静岡県静岡市葵区新通1丁目10番地18、最後の住所静岡県静岡市葵区新通1丁目8番5号、死亡の場所静岡県静岡市駿河区、死亡年月日平成29年2月28日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和7年11月12日、職業無職
被相続人 亡 小泉 信也
静岡県静岡市清水区辻1丁目1番 12号青木ビル2-1 天野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 天野 靖久
催告期間満了日 令和8年10月19日
静岡家庭裁判所

令和7年(家)第7936号

名古屋市中村区名駅4丁目24番16号
申立人 積水ハウスシャームゾンPM中部株式会社
本籍愛知県春日井市南下原町6丁目15番地12、最後の住所愛知県小牧市久保一色南2丁目108番地 エスポワール久保一色102号、死亡の場所愛知県小牧市、死亡年月日令和7年3月3日頃、出生の場所鹿児島県阿久根市、出生年月日昭和44年9月3日、職業不明
被相続人 亡 野畑 武則
事務所名古屋市中区丸の内1丁目3番1号 ライオンズビル丸の内3階 旭合同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 福島 宏美
催告期間満了日 令和8年10月9日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7972号

愛知県海部郡大治町西條笠見立50番地10

申立人 下島真由美

本籍愛知県愛西市金棒町北73番地、最後の住所愛知県愛西市金棒町北72番地1、死亡の場所愛知県長久手市、死亡年月日令和6年8月27日、出生の場所愛知県津島市、出生年月日昭和49年9月13日、職業会社員

被相続人 亡 河原 貴也

事務所名古屋市中区錦1丁目11番20号 平和不動産名古屋伏見ビル9階南館・北川・木村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 武田 鉄平

催告期間満了日 令和8年10月13日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7974号

名古屋市中区錦3丁目15番28号

申立人 株式会社ミネネット

本籍名古屋市瑞穂区下坂町2丁目18番地3、最後の住所名古屋市天白区土原3丁目905番地の3、死亡の場所愛知県新城市、死亡年月日令和7年4月2日、出生の場所名古屋市瑞穂区、出生年月日昭和28年3月10日、職業不明

被相続人 亡 伊藤 博己

事務所名古屋市中区丸の内3丁目15番34号ザ・ビルディングパーク丸の内2階 弁護士法人北澤総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北澤 嘉章

催告期間満了日 令和8年10月5日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第491号

滋賀県高島市新旭町深溝1137-1 弁護士法人アライズ高島法律事務所

申立人 野田 隼人

本籍滋賀県高島市新旭町太田1540番地、最後の住所滋賀県高島市新旭町太田1540番地、死亡の場所滋賀県高島市、死亡年月日令和6年12月21日、出生の場所滋賀県高島郡青柳村、出生年月日昭和27年1月20日、職業不明

被相続人 亡 林 久富

大津市坂本6丁目8番9号

相続財産清算人 弁護士 岩崎 敏郎

催告期間満了日 令和8年11月4日

大津家庭裁判所高島出張所

令和8年(家)第4001号

福岡県春日市大谷9-40-225

申立人 近藤美智子

本籍京都府京丹後市口大野918番地、最後の住所京丹後市口大野919番地、死亡の場所京都府京丹後市、死亡年月日令和7年3月10日、出生の場所京都府中郡五箇村、出生年月日昭和7年5月4日、職業無職

被相続人 亡 高橋美恵子

事務所京都府京丹後市峰山町富貴屋35サンロードエイト西側2階 弁護士法人たんご法律事務所 峰山事務所

相続財産清算人 弁護士 藤居 弘之

催告期間満了日 令和8年10月8日

京都家庭裁判所宮津支部

令和8年(家)第80053号

大阪府淀川区東三国3丁目10番3号プライムハイツ新大阪

申立人 プライムハイツ新大阪管理組合

本籍大阪府藤井寺市藤井寺3丁目2番、最後の住所大阪府淀川区東三国3丁目10番3-410号、死亡の場所大阪府大阪市淀川区、死亡年月日令和6年5月13日、出生の場所福岡県小倉市、出生年月日昭和24年8月29日、職業不明

被相続人 亡 片山 芳和

大阪市北区西天満1-9-13 パークビル中之島601

相続財産清算人 弁護士 藤野 恵介

催告期間満了日 令和8年10月26日

大阪家庭裁判所

令和8年(家)第80098号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍大阪府門真市島頭4丁目24番、最後の住所大阪府門真市島頭4丁目24番1号、死亡の場所大阪府門真市、死亡年月日令和3年9月7日、出生の場所長崎県上県郡峰村、出生年月日昭和9年3月14日、職業不明

被相続人 亡 坂本 三郎

大阪市北区西天満4丁目8番17号宇治電ビルディング11階

相続財産清算人 弁護士 福井 俊一

催告期間満了日 令和8年10月26日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第70245号

千葉県八千代市八千代台北14丁目10-1

申立人 原田亥歳子

本籍兵庫県高砂市曾根町1846番地、最後の住所兵庫県高砂市曾根町2760番地の18、死亡の場所兵庫県高砂市、死亡年月日令和6年1月23日、出生の場所兵庫県高砂市、出生年月日昭和25年4月24日、職業無職

被相続人 亡 前田 利夫

事務所神戸市中央区楠町6丁目2番6号ハーバースカイビル6階神戸A I法律事務所

相続財産清算人 弁護士 林 亜衣子

催告期間満了日 令和8年9月30日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和8年(家)第70007号

兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木97-1

申立人 兵庫県東播磨県民局長 野北 浩三
本籍鹿児島県薩摩川内市小倉町4079番地、最後の住所兵庫県加古郡播磨町東本荘2丁目7番1-204号、死亡の場所兵庫県加古郡播磨町、死亡年月日推定令和7年11月8日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和37年10月27日、職業無職

被相続人 亡 出口 智徳

事務所兵庫県姫路市三左衛門堀東の町78有交ビル3階有田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 有田 玲子

催告期間満了日 令和8年9月30日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和8年(家)第70023号

鳥取県八頭郡智頭町大字野原67番地

申立人 松村俊之介

本籍兵庫県加古郡播磨町本荘1丁目2番、最後の住所兵庫県加古郡播磨町本荘1丁目2番22号、死亡の場所兵庫県加古郡播磨町、死亡年月日令和7年12月15日、出生の場所兵庫県明石市、出生年月日昭和46年10月5日、職業無職

被相続人 亡 谷尾 知規

事務所兵庫県姫路市北条448番地8ヒメプラビル3F石原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石原 浩史

催告期間満了日 令和8年9月30日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和8年(家)第70024号

兵庫県姫路市広畑区則直98番地18

申立人 坂野 一貴

本籍高知県香南市赤岡町143番地、最後の住所兵庫県姫路市御立東5丁目1番1号サンライフ御立、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和7年11月27日、出生の場所高知県香美郡上韭生村、出生年月日昭和2年10月26日、職業無職

被相続人 亡 西本 昭子

事務所兵庫県姫路市南駅前町63クリスタルビル301丸尾法律事務所

相続財産清算人 弁護士 丸尾 明弘

催告期間満了日 令和8年9月30日

神戸家庭裁判所姫路支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第176号

群馬県渋川市渋川3870番地9

申立人 小鮎 博

本籍群馬県渋川市上白井2128番地、最後の住所群馬県沼田市東原新町1898番地2

不在者 荒木 隆壽

明治39年10月5日生

届出期間満了日 令和8年6月30日

前橋家庭裁判所沼田支部

令和7年(家)第3557号

富山県砺波市宮沢町1番51号アイビジョン2-Aとなみ野法律事務所

申立人 蓑 健太郎

本籍富山県砺波市庄川町金屋44番地、最後の住所富山県砺波市庄川町金屋44番地

不在者 長谷 忠夫

昭和7年3月20日生

届出期間満了日 令和8年6月30日

富山家庭裁判所高岡支部

令和8年(家)第23号

熊本県八代市永碇町728番地2
申立人 福山 光広
本籍熊本県八代市千丁町古閑出2560番地、最後の住所不明
不在者 作馬 チヨ
明治31年1月9日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
熊本家庭裁判所八代支部

令和7年(家)第305号

千葉県印旛郡酒々井町中央台2丁目2番3(サーパス酒々井駅前607号)
申立人 蛭田 広二
本籍千葉県千葉市花見川区幕張町5丁目243番地、最後の住所千葉県印旛郡酒々井町中央台2丁目2番3 サーパス酒々井駅前607号
不在者 蛭田 清美
昭和45年1月26日生
届出期間満了日 令和8年6月27日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年(家)第7157号

福島県須賀川市江花字屋敷下66
申立人 遠藤 英男
本籍福島県須賀川市江花字屋敷下66番地、最後の住所東京都品川区東大井2丁目8番20号メゾングロリア305
不在者 遠藤 高德
昭和51年11月6日生
届出期間満了日 令和8年7月7日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第10063号

神奈川県綾瀬市寺尾台3丁目14番6号
申立人 橘川 好人
本籍神奈川県高座郡藤沢大坂町388番地、最後の住所不明
不在者 飯田 稲子
明治37年2月20日生
届出期間満了日 令和8年7月3日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第402号

神奈川県逗子市沼間4丁目4番16号
申立人 五十嵐節子
本籍神奈川県逗子市沼間4丁目1307番地、最後の住所申立人の住所と同じ
不在者 五十嵐文男
昭和12年4月30日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和8年(家)第10005号

静岡県牧之原市菅ヶ谷2291番地
申立人 水嶋 文人
本籍静岡県牧之原市菅ヶ谷2288番地、最後の住所静岡県牧之原市菅ヶ谷2288番地
不在者 水嶋 通雄
昭和16年10月10日生
届出期間満了日 令和8年7月3日
静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年(家)第58号

大阪府豊中市利倉西2-19、2-130
申立人 奥田 幸子
本籍大阪府豊中市上野東3丁目259番地、最後の住所三重県志摩郡志摩町御座8番地51
不在者 奥田 町子
昭和8年7月10日生
届出期間満了日 令和8年7月10日
津家庭裁判所伊勢支部

令和7年(家)第10356号

和歌山県橋本市隅田町山内1499番地
申立人 甘崎 久栄
本籍和歌山県橋本市隅田町山内1499番地、最後の住所和歌山県橋本市隅田町山内1499番地
不在者 中岡 秀子
昭和16年1月11日生
届出期間満了日 令和8年6月29日
和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第10426号

和歌山県和歌山市有本226番地8
申立人 渡辺 良三
本籍和歌山県和歌山市築港5丁目17番地、最後の住所和歌山県和歌山市築港5丁目17番地
不在者 渡辺 栄身
昭和7年12月5日生
届出期間満了日 令和8年6月29日
和歌山家庭裁判所

失踪宣告

令和7年(家)第2912号

本籍群馬県利根郡みなかみ町師田269番地、最後の住所東京都豊島区南池袋2丁目42番5号 福寿荘201号
不在者 松原 勝
昭和44年7月26日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第4496号

本籍鹿児島県鹿児島市桜島白浜町1154番地、最後の住所東京都江戸川区平井2丁目10番10号
不在者 白尾 良照
昭和24年9月9日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第5856号

本籍京都府京都市上京区一条通浄福寺西入革堂之内町306番地、最後の住所不明
不在者 瓜生 貞三
大正10年3月16日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1662号

本籍東京都八王子市緑町171番地5、最後の住所東京都八王子市緑町338番地5
不在者 田口 篤志
昭和63年2月15日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和7年(家)第855号

本籍島根県出雲市斐川町上庄原504番地、最後の住所本籍と同じ
不在者 玉木 京子
昭和20年1月30日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
松江家庭裁判所出雲支部裁判所書記官

令和7年(家)第8175号

本籍宮崎県宮崎市清武町今泉甲3572番地9、最後の住所宮崎県宮崎市清武町今泉甲3572番地9
不在者 尾崎サツキ
昭和12年12月2日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第19号

本籍岩手県釜石市中島町1丁目98番地、最後の住所岩手県釜石市大字釜石第九地割98番地
不在者 後藤 義雄
大正12年2月8日生
令和8年2月27日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所遠野支部裁判所書記官

令和7年(家)第23号

本籍福島県相馬市小泉字高池36番地1、最後の住所福島県南相馬市原町区日の出町45番地の53 日の出町団地6号室
不在者 村上富貴子
昭和6年1月1日生
令和8年2月26日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所相馬支部裁判所書記官

令和7年(家)第85号

本籍長崎県西彼杵郡時津町元村郷24番地、最後の住所長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1502番地、住民票上の最後の住所茨城県土浦市荒川沖東2丁目13番18-207号ロイヤルマンション荒川沖
不在者 大石 幸男
昭和34年6月19日生
令和8年2月27日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所土浦支部裁判所書記官

令和6年(家)第652号

本籍千葉県市原市南岩崎643番地9、最後の住所千葉県市原市南岩崎643番地の9
不在者 江良 昭枝
昭和18年5月29日生
令和8年2月19日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第315号

本籍山形県山形市大字黒沢10番地、最後の住所千葉県千葉市稲毛区小仲台3丁目2番42号
不在者 渡邊 一郎
昭和9年10月24日生
令和8年2月19日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第3555号

本籍茨城県結城市大字結城8715番地2、最後の住所東京都豊島区池袋3丁目51番7-405号
不在者 川口 雄一
昭和42年2月10日生
令和8年2月26日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第6880号

本籍愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目92番地、最後の住所不明
不在者 今本 静子
大正3年7月1日生
令和8年2月27日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1904号

本籍千葉県山武郡九十九里町作田3161番地、最後の住所横浜市青葉区すすき野3丁目6番地すすき野団地2棟401号
不在者 作田 昌史
昭和46年10月21日生
令和8年2月27日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第340号

本籍千葉縣市川市大和田4丁目7番、最後の住所川崎市中原区上小田中1丁目20番21号第1ヒタチコーポ103
不在者 伊藤 俊二
昭和49年2月3日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和7年(家)第50号

本籍静岡県榛原郡吉田町神戸885番地4、最後の住所静岡県掛川市久保1丁目3番4号メゾンブルー105号
不在者 田中 紀彦
昭和40年9月21日生
令和8年2月25日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所掛川支部裁判所書記官

令和7年(家)第83号

本籍兵庫県豊岡市福田1605番地、最後の住所三重県松阪市西町2530番地2ウエストパーク103
不在者 垣矢 孝
昭和43年11月27日生
令和8年2月26日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所松阪支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第15号

東京都江東区白河2丁目17番10号
申立人 花岡車輛株式会社
代表者代表取締役 花岡 徹
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月17日
令和8年2月18日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 G C 00509
金額 969,672円
支払期日 令和6年7月15日
支払地 大阪市
支払場所 株式会社商工組合中央金庫梅田支店
振出日 令和6年2月29日
振出地 白地
振出人 株式会社サカエ 代表取締役 栄山 政和
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(へ)第17号

大阪府守口市大久保町1丁目1番3号
申立人 有限会社京阪工業社
代表者代表取締役 福田 広太
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月17日
令和8年2月18日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 B H 40198
金額 5,900,000円
支払期日 令和7年10月10日
支払地 大阪市
支払場所 株式会社三菱UFJ銀行上六支店
振出日 令和7年5月25日
振出地 白地
振出人 大阪エアコン株式会社 代表取締役 錦織 正人
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(へ)第1号

山口県岩国市室の木町3丁目18番4号
申立人 株式会社サンヨー
代表者代表取締役 藤本 幸治
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月13日
令和8年2月17日 岩国簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 2通
(1)手形番号 B W 04799
金額 10,000,000円
支払期日 令和7年10月15日
支払地 東京都千代田区
支払場所 三菱UFJ銀行東京営業部
振出日 令和7年8月8日

振出地 東京都港区港南2丁目15番2号
振出人 株式会社大林組 代表取締役 佐藤 俊美
受取人 申立人
最終所持人 申立人
(2)手形番号 B W 04800
金額 1,800,000円
支払期日 令和7年10月15日
振出日 令和7年8月8日
(2)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

令和7年(へ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

北海道北見市常盤町2丁目1番37号
申立人 森下スマ子
権利の届出の終期 令和8年2月10日
令和8年2月16日 北見簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)所在 北見市留辺藁町豊金地番 35番176
地目 宅地
地積 356.52平方メートル
(2)受付年月日・受付番号 釧路地方法務局北見支局昭和32年8月5日受付第4851号
(3)登記の目的 賃借権設定
原因 昭和32年7月1日設定
借賃 10ヶ年間金13万2,120円
支払期 賃借権設定登記受付の日に支払う
存続期間 昭和32年7月1日より向う10年間
賃借権者 東京都中央区銀座西7丁目6番地 藤田炭礦株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第52号

相模原市緑区青野原3288-2
債務者 株式会社緑建設
代表者代表取締役 齋藤 正臣

1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 橋本 慎一
4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後1時30分

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第95号

福岡県中間市通谷6丁目26番10号
債務者 株式会社共栄
代表者代表取締役 宮里 正明
1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐々田由華子
4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第7号

千葉県長生郡一宮町東浪見831番地3
債務者 エルズホーム有限会社
代表者取締役 齋藤 浩
1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 丸島 一浩
4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後2時

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和8年(フ)第47号

東京都港区高輪2丁目1番13号高輪タウンハウス201
債務者 株式会社テイク・ワン
代表者代表取締役 湯川 高章
1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯田 信也
4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第352号

横浜市南区吉野町2丁目4番地2
債務者 株式会社マック
代表者代表取締役 山本 耕司

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三橋 潔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第914号

川崎市中原区上丸子山王町2丁目1326番地1二階
債務者 株式会社OBSジャパン
代表者代表取締役 友利 秀則

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 澄川 圭
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後2時20分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第915号

川崎市中原区上丸子山王町2丁目1326番地1二階、商業登記簿上の本店所在地川崎市中原区上丸子山王町1丁目1407番地 杉山ビル1階
債務者 リード株式会社
代表者代表取締役 友利 秀則

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 澄川 圭
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後2時20分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第78号

名古屋市守山区新守西2115番地
債務者 有限会社マルイ菟蕪
代表者代表取締役 鳴澤 忍

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田阪まなみ

- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第261号

東京都小金井市緑町2丁目1番7号
債務者 株式会社オフィス・アイ
代表者代表取締役 伊藤 昭裕

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蒲原 司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第320号

東京都府中市若松町3丁目27番地の2
債務者 株式会社INGサービス
代表者代表取締役 稲毛 広隆

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 成田 慎治
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第214号

富山市島田128番地1
債務者 有限会社寺尾温泉
代表者代表取締役 野嶽 司

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島谷 知宏
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午前10時

富山地方裁判所民事部

令和8年(フ)第43号

秋田市中通5丁目5番30号
債務者 株式会社佐々木洋服店
代表者代表取締役 佐々木 清

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 謙
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前11時30分

秋田地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第99号

神奈川県愛甲郡愛川町棚沢877番地の5
債務者 クジハウジング株式会社
代表者代表取締役 荒井 敏博

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石田 逸人
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後2時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第21号

静岡県富士市大淵8233番地
債務者 株式会社岩間工業
代表者代表取締役 岩間 昭典

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大石 朝男
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前11時

静岡地方裁判所富士支部

令和8年(フ)第8号

岩手県岩手郡雫石町鶯宿第10地割3番地1
債務者 有限会社ホテル偕楽苑
代表者取締役 小田 弘輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天間 正継
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午後2時

盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年(フ)第49号

奈良県桜井市大字桜井176番地の2
債務者 有限会社ウィル
代表者取締役 荻野 恵一

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中谷 祥子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前10時50分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年(フ)第3号

長野県飯田市川路2070番地2
債務者 有限会社川路山荘
代表者取締役 阿部 匠

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮下 将吾
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後4時45分

長野地方裁判所飯田支部

令和8年(フ)第7号

栃木県大田原市美原2丁目3315番地6
債務者 有限会社田代自動車整備工場
代表者取締役 田代 文雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木野 直
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前10時50分

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和8年(フ)第42号

静岡県伊東市広野1丁目2番15号
債務者 株式会社祇園
代表者代表取締役 守谷 匡司

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下田 朗弘
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月3日午前10時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第1051号

北九州市小倉北区京町1丁目2番11号

債務者 有限会社クロネコ洋品店

代表者代表取締役 渡邊 洋史

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡部 友和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第333号

大阪市西淀川区佃3丁目6番17号

債務者 大日防水工業株式会社

代表者代表取締役 足立 亮太

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋高 悠一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後2時40分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第130号

仙台市青葉区木町通2丁目6番32号

債務者 株式会社サバイ、サバイ

代表者代表取締役 ヒナタサワニー

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大竹 顕治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後2時
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第31号

埼玉県川口市戸塚東2丁目8番23号

債務者 株式会社K S A

代表者代表取締役 溝瀧 靖典

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松島 俊行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後1時30分
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2806号

横浜市緑区竹山4丁目2番地竹山団地4201棟

142号

債務者 合同会社Amuse

代表者代表社員 齋藤 浩之

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松原 範之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時50分
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第79号

横浜市旭区上川井町127

債務者 有限会社カープラザヒロノ

特別代理人 潮崎 雅士

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西本 暁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午後1時40分
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3059号

名古屋市南区豊1丁目45番7号

債務者 株式会社道瀬鋳金工業所

代表者代表取締役 道瀬 義和

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 香織
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月15日午後1時30分
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第593号

大阪市中央区淡路町1丁目5番10号 GSハイム船場1001号

債務者 株式会社リズムハウス

代表者代表取締役 權藤 剛司

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 冨田 有里
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第35号

兵庫県川西市霞ヶ丘1丁目6番14号

債務者 丸創金属製作所こと 笠原 義典

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河端 亨

- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前11時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第431号

和歌山県有田市千田13番地の6

債務者 ヒーコこと 堺 信二

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 重藤 雅之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後1時55分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(フ)第20号

鹿児島県曾於郡大崎町横瀬1652番地

債務者 大和 昌博

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 溝川 慎二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和8年(フ)第29号

愛知県江南市宮後町天神97番地1

債務者 熊澤 眞美

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 紀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年(フ)第32号

長崎県北松浦郡佐々町小浦免555番地

債務者 福田 幸親

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山元 昭則

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和8年(フ)第4号

熊本県天草市本渡町本戸馬場1481番地8

フォレストページII 302

債務者 中川 佑一

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 匡史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和8年(フ)第5号

熊本県天草市本渡町本戸馬場1481番地8

フォレストページII 302

債務者 中川 成美

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 匡史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和8年(フ)第11号

栃木県小山市大字平和203番地 リエス小山

間々田II-105

債務者 松清 文哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 丘旭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和8年(フ)第2号

さいたま市中央区下落合2丁目10番3号

債務者 小日向成之

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 根岸 正道
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第5469号

大阪市西区南堀江2丁目1番3—811号
債務者 結城 直信

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉本 達哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第344号

大阪市西区南堀江1丁目19番25—804号
債務者 イトー商店こと 伊藤 幸一

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤松 俊治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第620号

大阪市中央区南船場1丁目4番28—702号
債務者 プラスこと 森下 正憲

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金子 哲也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第388号

埼玉県東松山市美原町1丁目4番地4
債務者 島村 健矢

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笠原 徳之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年（フ）第62号

佐賀市水ヶ江2丁目11番21号 ライフピア松田401、前住所佐賀市鬼丸町16番24—101号
グランメゾンA棟
債務者 松田 潤

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 櫻田 康則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第63号

佐賀市水ヶ江2丁目11番21号 ライフピア松田401、前住所佐賀市鬼丸町16番24—101号
グランメゾンA棟
債務者 松田美奈子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 櫻田 康則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第3号

栃木県佐野市犬伏上町2234番地1 シャーバイオレット B105
債務者 安彦 旦妃

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長壁 孝広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（フ）第364号

愛知県一宮市多加木5丁目21番19号 サンハイツ愛美3—B
債務者 村木 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桐井 弘司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（フ）第2261号

さいたま市大宮区寿能町1丁目31番地 大宮公園駅前ハイツ団地2—402
債務者 加藤 努

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 貝賀 雄太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第40号

福井県小浜市後瀬町4番3—302号、前住所福井県小浜市小浜大宮71番地の10
債務者 中井 太

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 矢
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和8年（フ）第9号

福井県敦賀市松島町2番5—4号
債務者 小谷奈津希

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 矢
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和7年（フ）第229号

釧路市春採2丁目11—6、住民票上の住所釧路市興津1丁目6番24号
債務者 石倉 康伸

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鍛冶 孝亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後4時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
釧路地方裁判所民事部

令和8年（フ）第19号

埼玉県入間市大字上藤沢540番地1 サンヒルズA—1
債務者 奥津防水工業こと 奥津 正樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 哲平

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第337号

栃木県宇都宮市一ノ沢町263番地16
債務者 杉本 優子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯村 尚志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第174号

長野県松本市大字中山3918番地2
債務者 高山加代子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 澤地 雅弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第53号

愛知県安城市住吉町5丁目26番地3 A・C i t y住吉 103、前住所名古屋南区三条2丁目7番5号 東レ熱田寮413号
債務者 土居 倅輔

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河村 哲子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第28号

北海道旭川市錦町20丁目2166番地の117
債務者 熊谷 里美

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 優文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後3時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
旭川地方裁判所民事部

令和8年(フ)第47号

長崎県西彼杵郡時津町日並郷1085番地24 岩永アパート202号

債務者 原本 純子

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 悠人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第95号

栃木県小山市大字粟宮1950番地1 メゾンスターブル201号、前住所栃木県小山市宮本町3丁目4番13号 ジュウヰール306号室

債務者 横谷 勇興

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日向野 濯
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第3号

北海道室蘭市寿町2丁目23番2号

債務者 水谷 未菜(旧姓田口)

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 正樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年(フ)第3214号

名古屋市西区五才美町177番地 セントラル緑地公園205号

債務者 田中 健太

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 雨宮 知希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第304号

長崎県長崎市戸町2丁目177番地31

債務者 戸橋 信裕

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青野 悠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第86号

千葉県船橋市前貝塚町577番地1 DK塚田コーポ103号

債務者 松宮 純

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 達也
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第165号

千葉県市川市末広1丁目7番1号(アルス末広103号)

債務者 出口 道則

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 徳永 幸生
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第178号

千葉県船橋市大穴南1丁目36番10号 コーポ赤塚102号

債務者 平松 翼

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後藤 さち
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第216号

千葉市花見川区畑町1417番地1

債務者 星野 仁

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土居 太郎
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第57号

千葉県四街道市四街道1550番地43

債務者 久芳奈津美

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田ひとみ
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第3090号

名古屋市名東区貴船1丁目328番地 アラカワビル503号

債務者 エコーリサイクルこと 濱 俊之

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 凌輔
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第84号

大阪府泉佐野市上瓦屋341番地 サンシティ泉佐野202

債務者 カイロプラクティックHokule'a OluOluこと 川本 壮一

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畠山 啓太
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第113号

大阪府阪南市黒田400番地の8

債務者 森内 将海

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横畠 裕典
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第6763号

大阪府東大阪市新庄4丁目3番8号 アルシオネ 108号室

債務者 岡本 晃博

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山岸 正芳
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第279号

大阪府東大阪市足代北2丁目16番4号 307号

債務者 村山 知義

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 悠樹
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第91号

大阪府岸和田市南町27番17号

債務者 久禮 英樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐野 晃子
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第95号

大阪府泉佐野市羽倉崎2丁目5番3-604号、前住所大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺541番地1

債務者 建塗工房こと 古河 芳繁

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福岡 宏海
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第53号

鹿児島市中山町2699番地62 メゾン・ド・リブレッテ102号

債務者 谷山 愛

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ)第41号

和歌山県西牟婁郡白浜町上白川2971-2、住民票上の住所長崎県佐世保市広田3丁目18番30号シャルマンなかお301

債務者 湯浅 桃夏

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年（フ）第3202号

名古屋市昭和区緑町3丁目27番地の1 県営小桜住宅406号
債務者 田中 幸男

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3312号

代替住所A（旧住所 名古屋市名東区上社4丁目114番地 上社アイリス式番館202号）
債務者 山口緋奈子（旧姓牧）
法定代理人成年後見人 篠田 達也

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3324号

愛知県春日井市朝宮町1丁目20番地1 メゾールミエール102号
債務者 船戸 政一

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第10号

名古屋市昭和区御器所1丁目6番29号-1 ハーモニータラス御器所Ⅱ 102号、従前の住所名古屋市中区栄1丁目10番26号 オープンレジデンシア栄伏見THE COURT 405号
債務者 今川 唯人

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第62号

名古屋市守山区喜多山1丁目8番5号 キャニオン喜多山202号
債務者 川崎 聖子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第88号

愛知県東海市名和町緑陽台1番地 B101
債務者 小川秋桜花

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第125号

愛知県小牧市大字二重堀463番地1 ヴィスタリアC棟106号
債務者 山口ジェマこと YAMAGUCHI GEMMA BUGARIN

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第179号

名古屋市守山区笹ヶ根1丁目714番地 プチコリーヌイースト101号
債務者 栗田 美穂

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第202号

名古屋市中村区長箴町4丁目63番地 Kハイツ401号、申立時の住所愛知県あま市本郷郷前89番地 ガーデンハウス103号
債務者 松岡 竜明

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第206号

名古屋市名東区一社1丁目163番地 フィーブルー社201号、従前の住所名古屋市中川区山王1丁目2番28号 CITY SPIRE 名駅南1004号
債務者 田中 基隆

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第209号

名古屋市中川区五月通2丁目35番地 アイチビル105号、従前の住所名古屋市中村区名駅南2丁目9番22号 笹島寮
債務者 服部 元則

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第225号

名古屋市中区栄5丁目4番31号 プレサンス SAKAEフロント704号
債務者 鈴木 琉斗

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第237号

名古屋市東区泉1丁目22番35号 チサンマンション桜通久屋304号
債務者 佐藤 大介

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第267号

名古屋市北区天道町5丁目1番地 県営辻町住宅3街区1棟105号
債務者 寺川 好孝

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第277号

愛知県常滑市小倉町3丁目147番地 グリーントウントーシンド棟202
債務者 宮野 幹治

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第31号

長崎県佐世保市黒髪町6135番地1 サービス付き高齢者向け住宅友彩208号室、前住所長崎県佐世保市山祇町9番22号
債務者 服部 剛

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和8年(フ)第68号

栃木県宇都宮市弥生1丁目6番18号
債務者 高野 壮大

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第196号

さいたま市南区関2丁目3番10号
債務者 鈴木ゆかり(旧姓大山)

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第207号

さいたま市岩槻区原町1番24号 ルミエール
岩槻102、旧住所埼玉県越谷市大字袋山804番
地7 グランツ越谷202
債務者 藤田 晃

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第217号

さいたま市岩槻区加倉4丁目28番15-4号
債務者 小松真美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第269号

埼玉県鴻巣市小松3丁目11番22号
債務者 八幡 妙子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第282号

さいたま市岩槻区大字小溝921番地45
債務者 稲葉 芳和

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第9号

埼玉県比企郡川島町大字上伊草1772番地1
プレステージB102号室
債務者 加藤千亜紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第124号

埼玉県ふじみ野市上福岡5丁目8番1号 エ
クセラフキヨシ101
債務者 赤松 卓海(旧姓川上)

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第238号

新潟県長岡市宮内4丁目9番13号、住民票上
の住所新潟県小千谷市片貝町6159番地
債務者 大矢 泰行

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和8年(フ)第29号

新潟県長岡市下山5丁目87番地7 メゾン下
山202号室
債務者 野崎 由夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第2096号

埼玉県川口市戸塚東2丁目33番24号
債務者 荻野亜紀子

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第160号

埼玉県北本市東間7丁目84番地5 サンヴァ
リエあずまA-202
債務者 都築 未希

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第256号

埼玉県加須市鴻荳13番地4 コーポ騎西I-
102
債務者 加賀屋多真美

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第299号

さいたま市西区西遊馬2196-1 さくら草ハ
イツ、住民票上の住所埼玉県鴻巣市前砂351
番地6 レオパレス リバエール105
債務者 八木保乃歌

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第117号

埼玉県越谷市元柳田町6番5号 ハイツカネ
コ203
債務者 間宮 雄一(旧姓笹森)

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年(フ)第76号

埼玉県飯能市美杉台5丁目2番地 (1-
204)
債務者 佐藤 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第125号

埼玉県川越市大字上戸111番地1 (クリ
スタル102号室)
債務者 田中 響

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第133号

埼玉県川越市むさし野26番地22（マロングラッセ202号室）

債務者 福井 優花

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第136号

埼玉県川越市霞ヶ関東1丁目10番地4（エコーハイツ201号室）、前住所埼玉県川越市郭町1丁目7番地6（エルミーオダカ201号室）

債務者 能勢佐矢香

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第140号

埼玉県日高市武蔵台7丁目6番地5

債務者 高木 花菜

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第34号

千葉県館山市上真倉1987番地の2

債務者 細谷 真弓

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和8年（フ）第1号

愛知県一宮市八幡5丁目1番87-304号 県営一宮八幡住宅

債務者 浦田 萌

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結**令和7年（フ）第92号**

奈良県御所市東松本8-1 A T Yビル2 F

破産者 医療法人吉川耳鼻咽喉科

- 1 決定年月日 令和8年3月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年（フ）第827号

北九州市戸畑区境川2丁目10番8号

破産者 株式会社アイデアルエ芸社

- 1 決定年月日 令和8年3月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和5年（フ）第252号

北海道天塩郡天塩町字オヌブナイ6379番地の1

破産者 有限会社クドウファーム

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

旭川地方裁判所民事部

令和7年（フ）第184号

北海道稚内市萩見3丁目14番7号

破産者 有限会社エムケイ

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

旭川地方裁判所民事部

令和6年（フ）第90号

福島県会津若松市東山町大字湯本字下原255番地3

破産者 株式会社東山ホテル

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和6年（フ）第2379号

名古屋市中区栄4丁目9番27号

破産者 株式会社松河屋

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第1275号

愛知県岩倉市八剣町郷東19番地1

破産者 株式会社アコード

- 1 決定年月日 令和8年3月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第1223号

東京都小平市小川西町3丁目2番8-301号 第2白井ハイツ

破産者 大武 和利

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第1370号

東京都町田市藤の台1丁目1番11-404号

破産者 本間 亮弘

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第1517号

東京都町田市金森東2丁目23番2-111号

破産者 岡田 勝

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年（フ）第273号

三重県桑名市大字志知2528番地1

破産者 内田 欣仁

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年（フ）第216号

三重県四日市市羽津町22番37号エール霞B号

破産者 株式会社 tonari

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年（フ）第217号

千葉県中央区蘇我4丁目12番30号 リバーサイドB201号、前住所三重県四日市市羽津町22番37号 エール霞B号

破産者 白井 大樹

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定**令和7年（フ）第230号**

北九州市小倉南区北方2丁目14番26-503号、前住所北九州市小倉北区大手町12番5-504号

破産者 森 泰助

- 1 決定年月日 令和8年3月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和 6 年（フ）第 9 1 号

千葉県浦安市今川 2 丁目 5 番 2 号グラウンドール今川 202、開始決定時住所福島県会津若松市東山町大字湯本字下原 255 番地の 3

破産者 佐藤 雅哉

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 5 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和 7 年（フ）第 2 7 号

兵庫県西宮市泉町 6 番 25-101 号、開始決定時の住所茨城県つくば市谷田部 4037 番地 9

破産者 坂入 大輔

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 5 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和 7 年（フ）第 8 0 号

茨城県つくば市下河原崎 357 番地 3

破産者 原科 隆一

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 5 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和 5 年（フ）第 4 1 3 号

東京都世田谷区下馬 6-10-8-601、開始決定時の住所静岡県沼津市大手町 2 丁目 5 番 15-801 号

破産者 小池 祐輔

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 5 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和 7 年（フ）第 1 2 5 3 号

東京都葛飾区東水元 4 丁目 8 番 19 号 カームシバタ C、開始決定時の住所名古屋市区笠取町 4 丁目 108 番地 シャトーレ笠取 201 号

破産者 古市 直久

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 5 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 7 年（フ）第 1 2 7 6 号

愛知県岩倉市石仏町長北屋敷 1639 番地、開始決定時の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前 77 番地 2

破産者 楨野 利彦

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 5 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 5 年（フ）第 1 2 8 2 号

大阪市東淀川区井高野 2 丁目 5 番 10 号 中央ビル西館 202 号

破産者 中西 貴之

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 5 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 6 年（フ）第 1 0 4 1 号

大阪府岸和田市東ヶ丘町 808 番地の 591

破産者 田中 真也

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 5 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 7 年（フ）第 2 9 0 号

堺市堺区南島町 3 丁 132 番地 9 南島町 B ハイ ツ 203 号、前住所大阪府住之江区北島 2 丁目 4 番 4-404 号

破産者 越智 超也

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 5 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 6 年（フ）第 2 1 3 号

岡山市中区森下町 5 番 6 号ピアホーム森下町 701、破産開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島勇崎 876 番地

破産者 吉井 一成

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 5 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和 7 年（フ）第 4 5 3 号

新潟市東区新石山 1 丁目 15 番地 1 おりーぶ 542 号

破産者 高橋 友紀

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 6 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和 7 年（フ）第 4 8 号

静岡県掛川市八坂 338 番地の 1 ライムリゾート八坂 I 303

破産者 伊山 直美

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 6 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和 6 年（フ）第 3 2 7 号

長崎県長崎市平山台 2 丁目 24 番 25 号

破産者 藤本 隆弘

- 1 決定年月日 令和 8 年 3 月 6 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和 7 年（フ）第 1 1 2 5 号**

大阪府松原市阿保 7 丁目 13 番 21-103 号、前住所大阪府松原市別所 3 丁目 6 番 12 号

破産者 森元 嘉浩

- 1 破産債権の届出期間 令和 8 年 3 月 31 日まで
- 2 一般調査期日 令和 8 年 5 月 19 日午前 10 時 30 分
令和 8 年 3 月 5 日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 7 年（フ）第 3 8 0 号

大阪府羽曳野市西浦 4 丁目 3-3 ウイングヒルズ羽曳野 103、開始決定時の住所大阪府羽曳野市南古市 1 丁目 27 番 27 号

破産者 安井 宏之

- 1 破産債権の届出期間 令和 8 年 4 月 2 日まで
- 2 一般調査期日 令和 8 年 5 月 19 日午前 10 時 30 分
令和 8 年 3 月 5 日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 7 年（フ）第 2 0 3 号

福岡県久留米市南 4 丁目 21 番 15 号

破産者 合同会社 SH A P E

- 1 破産債権の届出期間 令和 8 年 4 月 3 日まで
- 2 一般調査期日 令和 8 年 6 月 4 日午前 10 時 20 分
令和 8 年 3 月 5 日
福岡地方裁判所久留米支部

令和 7 年（フ）第 4 5 3 号

北九州市小倉南区上吉田 4 丁目 23 番 13 号 (101)、前住所北九州市小倉南区沼本町 4 丁目 13 番 12-603 号

破産者 清水 稔

- 1 破産債権の届出期間 令和 8 年 4 月 3 日まで
- 2 一般調査期日 令和 8 年 5 月 22 日午後 2 時
令和 8 年 3 月 4 日
福岡地方裁判所小倉支部第 1 民事部

令和7年(フ)第622号

大阪府岸和田市作才町1093番地 アバンティ岸和田三番館103号

破産者 大沼 敏昭

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月25日午後2時
令和8年3月5日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第4031号

大阪府東大阪市吉田3丁目3番8号

破産者 川本 良雄

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月14日午後2時20分
令和8年3月5日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1946号

埼玉県加須市旗井1994番地7 リビエルコート806

破産者 貴崎薬局こと 富宇賀敏重

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月10日午前11時40分
令和8年3月4日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第4317号

大阪市西区江戸堀1丁目23番32-802号

破産者 穴口 博章

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月18日午後2時50分
令和8年3月5日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第90号

奈良県北葛城郡上牧町下牧6丁目1番14号、住民票上の住所奈良県生駒郡斑鳩町龍田西6丁目2番36号 (203)

破産者 江藤 克巳

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月18日午前11時30分
令和8年3月3日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第476号

大分県臼杵市大字佐志生883番地1

破産者 有限会社佐志生工藝村

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月19日午前10時
令和8年3月5日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第50号

福岡県遠賀郡岡垣町野間2丁目14番17号 アルカンシエルI 203、開始決定時の住所福岡県直方市大字赤地374番地4

破産者 藤井 隆弘

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月10日午前10時30分
令和8年3月6日

福岡地方裁判所直方支部

令和6年(フ)第652号

京都市右京区西京極前田町25番地2 プリマペーラ西京極 503、破産手続開始決定時の住所京都府長岡京市長岡1丁目1番10号 長岡プラザ 513

破産者 染匠松本こと 松本 啓一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月10日午前11時
令和8年3月6日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第22号

北海道岩見沢市西川町539番地

破産者 空知農材株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年7月3日午前11時
令和8年3月6日

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第535号

愛知県岡崎市細川町字徳林69番地48

破産者 原 千代子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月26日午後1時20分
令和8年3月6日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第93号

三重県三重郡川越町大字豊田一色522番地

破産者 株式会社Motto. interactive

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月29日午前10時30分
令和8年3月6日

津地方裁判所四日市支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和7年(フ)第356号

宮崎県西都市水流崎町5番地

破産者 吉永 栄子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 2 一般調査期間 令和8年5月15日から令和8年5月22日まで
令和8年3月6日

宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第895号

大阪市浪速区元町1丁目2-5 エスリード 難波駅前 1205、住民票上の住所奈良県大和郡山市小泉町1039番地1

破産者 おたからやキララ九条商店街店ことブランドキング九条店こと 丹羽 雅春

異議申述期間 令和8年5月1日まで

令和8年3月6日

大阪地方裁判所第6民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第44号

千葉県君津市中野2丁目7番12号 202(前住所) 千葉県君津市東坂田2丁目6番14号 403

再生債務者 酒井 芳樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月21日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和8年(再イ)第2号

岐阜県各務原市前渡東町8丁目130番地

再生債務者 皆川 柚希

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月15日まで

岐阜地方裁判所

令和8年(再イ)第3号

北海道樺戸郡新十津川町字中央510番地2

再生債務者 大竹 博

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月20日まで

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和8年(再イ)第1号

北海道苫小牧市しらかば町6丁目5番19号

ハイツまるいNO53-201号

再生債務者 清水幸次郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(再イ)第60号

埼玉県春日部市東中野814番地1

再生債務者 針谷 武

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月20日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和8年(再イ)第3号

埼玉県越谷市大字下間久里304番地7

再生債務者 田崎 甲祐

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月20日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和8年(再イ)第20号

千葉県若葉区高品町255番地10 グリーンド
ルフC301号

再生債務者 田中 秀俊

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(再イ)第3号

岐阜県下呂市馬瀬黒石1182番地

再生債務者 寶 康成

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

岐阜地方裁判所高山支部再生係

令和7年(再イ)第199号

名古屋市緑区左京山1911番地

再生債務者 浅井みゆき

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第379号

愛知県あま市七宝町秋竹四町田789番地 た

ちばなファミリー12 B101号

再生債務者 萩 翔太

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第129号

愛知県豊田市大林町9丁目132番地 第3大
林和風寮8129号

再生債務者 荻原 勇太

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和8年(再イ)第1号

鳥取県東伯郡三朝町大字今泉1089番地1

再生債務者 山田 裕美

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

鳥取地方裁判所倉吉支部

令和8年(再イ)第18号

千葉県松戸市上本郷3470番地の1

再生債務者 達林 高広

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(再イ)第10号

神奈川県小田原市国府津2281番地の6

再生債務者 大井川 篤

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和8年(再イ)第15号

神奈川県秦野市堀川10番地の45

再生債務者 阿部 隆

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第18号

岐阜県大垣市室村町1丁目172番地2

再生債務者 永井 伸英

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

岐阜地方裁判所大垣支部

令和8年(再イ)第5号

愛媛県松山市古川南3丁目22番5-8号

再生債務者 吉見 義仁

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第116号

千葉県我孫子市柴崎879番地の1(402号)

天王台ヒルズ

再生債務者 増田 倫子

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月21日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(再イ)第10号

千葉県我孫子市台田1丁目1番45-1402号

ザ・フォレシス

再生債務者 萩原雄一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月22日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(再イ)第7号

相模原市緑区下九沢1650番地12

再生債務者 小林 正幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第45号

山梨県甲斐市龍地6028番地1 ノース・リ
ヴァー104

再生債務者 草島 雅人

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年5月7日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年(再イ)第18号

神戸市中央区東川崎町7丁目2番5-404号

再生債務者 大原 美紅

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月22日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年(再イ)第2号

岩手県北上市和賀町長沼6地割165番地5

再生債務者 柏葉 良信

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(再イ)第153号

仙台市泉区八乙女中央3丁目10番8-105号
再生債務者 伊東 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第161号

仙台市太白区山田本町18番20号
再生債務者 成田 友慶

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月30日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第25号

千葉県松戸市下矢切188番地の7 c o c o d o 矢切101号
再生債務者 井手 雅人

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(再イ)第75号

東京都板橋区板橋3-17-15
再生債務者 増田 靖之

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第77号

東京都目黒区中目黒5-3-19
再生債務者 関山 亜紀(旧姓中川)

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年5月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第2号

神奈川県綾瀬市早川城山5丁目12番52号
再生債務者 岩本 君春

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月23日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第55号

静岡県沼津市沼北町2丁目5番5号
再生債務者 中口 美香

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第57号

京都府木津川市城山台5丁目20番地14
再生債務者 大杉 凌平

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月20日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和8年(再イ)第28号

京都市下京区仏光寺通油小路東入木賊山町174番地
再生債務者 野口 治之

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月20日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第562号

大阪市阿倍野区阪南町7丁目5番4号 パラディ西田辺303号
再生債務者 東山 佳永

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第572号

大阪府東大阪市御厨南3丁目1番52号 スワンハイツ 505号室
再生債務者 服部 智大

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第28号

大阪府東大阪市出雲井本町7番19号 サクラベース東大阪 102号
再生債務者 守本 明浩

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第3号

大阪府和泉市王子町668番地の38
再生債務者 亀井佐智子

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年(再イ)第10号

広島市安佐北区深川1丁目9番8号
再生債務者 久保 聖

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第2号

福岡県久留米市梅満町80番地1 リヴェール恋町Ⅲ 103号
再生債務者 塚本 伸二

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和8年(再イ)第7号

函館市青柳町7番8号
再生債務者 遠藤 大悟

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年5月7日まで

函館地方裁判所

令和8年(再イ)第5号

新潟市西蒲区巻甲4276番地11
再生債務者 田辺 斉

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年5月8日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第66号

天津市枝四丁目11番11号
再生債務者 岩崎太久弥

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで

天津地方裁判所民事部再生係

令和8年(再イ)第2号

福岡県宮若市龍徳591番地5
再生債務者 岩野美津子

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

福岡地方裁判所直方支部

令和8年(再イ)第3号

熊本県玉名市天水町小天1992番地
再生債務者 坂門 和浩

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで

熊本地方裁判所玉名支部

令和8年(再イ)第1号

熊本県人吉市矢黒町1876番地1 エーデルハイツ1号
再生債務者 花園 健一

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで

熊本地方裁判所人吉支部

令和8年(再イ)第3号

宮崎市佐土原町下那珂4750番地341
再生債務者 毛上 幸代

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月27日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和8年(再イ)第6号

栃木県栃木市都賀町平川459番地1
再生債務者 藤沼 匡史

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年4月28日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間**令和7年(再イ)第46号**

福岡県久留米市荒木町荒木855番地11
再生債務者 鐘ヶ江浩司

特別異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

令和8年3月5日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定**令和7年(再イ)第49号**

茨城県銚田市鳥栖1664番地1

再生債務者 山口 勝幸

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月19日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年3月2日 水戸地方裁判所

令和7年(再イ)第203号

千葉県市川市南八幡5丁目4番14号 (ハイッグランディ本八幡105号)

再生債務者 加藤 悠太

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年3月5日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第499号

東京都葛飾区亀有2-58-4-502 (開始決定時の住所 東京都葛飾区東四つ木2-18-1-602)

再生債務者 合田 咲穂

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年3月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第503号

東京都目黒区東山2-4-8-403

再生債務者 十二村智之

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年3月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第96号

仙台市宮城野区岩切字羽黒前24番地の3

再生債務者 後藤 大介

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月4日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年3月5日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第27号

栃木県那須塩原市太夫塚4丁目219番地221

再生債務者 高瀬恵美子

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年3月5日

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第85号

川崎市高津区子母口953番地 クレスト富士A 201

再生債務者 吉田 遥香

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月26日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年3月5日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第99号

静岡県清水区興津中町1452番地の18

再生債務者 杉山 雅俊

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月6日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年3月5日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第265号

愛知県長久手市原山301番地 ハイム志ノ島203号

再生債務者 生野 晋士

1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年3月5日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第295号

愛知県東海市富木島町新道才32番地の2 サンヒルズ花井101号

再生債務者 中川 祐徳

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年3月5日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第304号

名古屋市中区正木1丁目2番31号 ライオンズマンション正木302号

再生債務者 白井祐里香

1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年3月5日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第50号

福岡県久留米市東町377番地9 スカイライフ天神201号

再生債務者 角 健一

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年3月5日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第21号

宮城県大崎市古川石森字南西原12番地

再生債務者 手島 一晃

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月27日まで

令和8年3月6日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和7年(再イ)第20号

山形県米沢市春日1丁目4番10号
再生債務者 太田 雄野

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
令和8年3月6日 山形地方裁判所米沢支部

令和7年(再イ)第69号

群馬県前橋市朝倉町121番地 ドルチェ 203号

- 再生債務者 暁山 和典
- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日付け再生計画面案
 - 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
令和8年3月6日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第57号

東京都八王子市台町2丁目12番55号
再生債務者 古相慎太郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
令和8年3月6日
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第63号

神奈川県厚木市岡田2丁目1番16-104号
再生債務者 石塚 浩二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
令和8年3月6日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第15号

長野県岡谷市長地梨久保2丁目8番22号
再生債務者 本道 淳二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
令和8年3月6日 長野地方裁判所諏訪支部

令和7年(再イ)第22号

岐阜県美濃加茂市島町1丁目3番22号
再生債務者 マエダ デ ケイロス サブリナ
カズミこと MAYEDA DE QUEIROZ SABRINA KAZUMI

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
令和8年3月6日 岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(再イ)第104号

静岡県葵区北安東5丁目35番11号
再生債務者 市川さとみ

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
令和8年3月6日
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第28号

静岡県裾野市富沢133番地の6
再生債務者 幸田未沙子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月27日まで
令和8年3月6日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第39号

栃木県小山市城北2丁目12番地24(住民票上の住所) 栃木県鹿沼市上石川1163番地9 アスカC202
再生債務者 田中 豊

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月6日
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(再イ)第114号

千葉県柏市東中新宿1丁目24番14-7号
再生債務者 大越 拓也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月2日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第117号

千葉県松戸市栄町5丁目319番地の14
再生債務者 金武 由

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月2日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第493号

大阪府吹田市山手町1丁目5番1-414号
再生債務者 松本 仁宏

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月5日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第511号

大阪市東住吉区鷹合4丁目16番11号
再生債務者 Airyuuこと高本真由美こと KWON YOUNGMI 権 英美

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年3月5日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第122号

千葉県流山市南流山1丁目3番地の2 カンフォート流山502
再生債務者 須藤 美緒

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月31日まで
令和8年3月3日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第40号

山梨県中巨摩郡昭和町西条2331番地6
再生債務者 神宮司明子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第30号

静岡県富士宮市下稲子1055番地の2
再生債務者 小泉 裕

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和7年(再イ)第527号

大阪府守口市大久保町2丁目24番14号
再生債務者 灰野 孝二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第554号

大阪府茨木市安威2丁目38番10号 茨木キャンパスハイツ201号
再生債務者 濱田 一文

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第99号

堺市南区槇塚台3丁目1番24-1205号
再生債務者 島野 好広

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第28号

北海道亀田郡七飯町大中山2丁目29番2号102号
再生債務者 池田 藍

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月3日まで
令和8年3月6日 函館地方裁判所

令和7年(再イ)第26号

北海道河東郡音更町宝来西町南1丁目8番地
1 ハイツアンビシヤス106号室
再生債務者 齋藤 魁

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
3日まで
令和8年3月6日

釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和7年(再イ)第38号

静岡県富士宮市野中996番地の3
再生債務者 渡邊 廉

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
3日まで
令和8年3月6日

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和7年(再イ)第25号

島根県安来市飯島町511番地3
再生債務者 田中 暁

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月19日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
3日まで
令和8年3月6日

松江地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第138号

京都市右京区西京極芝ノ下町3番地7
再生債務者 王本 有哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
6日まで
令和8年3月6日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第31号

滋賀県東近江市沖野3丁目1番28-2号
再生債務者 糸瀬 啓一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
10日まで
令和8年3月6日

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第32号

滋賀県東近江市沖野3丁目1番28-2号
再生債務者 糸瀬絵里子(旧姓小森)

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
10日まで
令和8年3月6日

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第46号

滋賀県東近江市宮川町244番地664
再生債務者 西村 亮太

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
10日まで
令和8年3月6日

大津地方裁判所彦根支部

令和6年(再イ)第150号

神戸市垂水区東垂水町字流田712番地の1
市住3-101号
再生債務者 酒井 雅子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
26日まで
令和8年3月5日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第163号

神戸市兵庫区中道通9丁目7番22号 中島方
再生債務者 光森 肖子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月27日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
26日まで
令和8年3月5日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第168号

神戸市北区ひよどり台2丁目1番地の1
138棟301号
再生債務者 田中 貴子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月24日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
26日まで
令和8年3月5日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第89号

北九州市八幡西区白岩町8番1号
再生債務者 藺田 祥弘

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月26日

- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
26日まで
令和8年3月5日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第9号

鹿児島県奄美市名瀬浜里町17番地2(4-
206号)
再生債務者 嘉納 清吾

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月26日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
26日まで
令和8年3月5日

鹿児島地方裁判所名瀬支部

令和7年(再イ)第69号

北九州市八幡西区星ヶ丘2丁目3番19号
再生債務者 足立 晴信

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月5日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月27日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
27日まで
令和8年3月6日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第103号

北九州市八幡西区浅川台2丁目15番8号
再生債務者 河野 幹子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月27日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
27日まで
令和8年3月6日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第29号

広島県福山市南松永町1丁目14番2号
再生債務者 Seven Currentこと
今田 一三

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月1日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
1日まで
令和8年3月4日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(再イ)第129号

広島市安佐南区相田4丁目7番25-4号
再生債務者 正岡 浩人

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月2日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
2日まで
令和8年3月5日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第33号

青森市石江1丁目10番地3
再生債務者 船橋 健文

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月3日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
3日まで
令和8年3月6日

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第10号

新潟県三条市曲瀬3丁目23番12-4号
再生債務者 本田 至

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月22日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月3日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月
3日まで
令和8年3月6日

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(再イ)第55号

兵庫県明石市魚住町西岡1310番地の5 ロワイヤル明石魚住306号

再生債務者 越石 達也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月24日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
令和8年3月5日

神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

令和2年(再イ)第86号

東京都葛飾区東新小岩4-5-8号(認可決定時の住所) 東京都葛飾区東新小岩7-6-7

再生債務者 関口 誠

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 令和2年7月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。
令和8年3月5日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年(再イ)第23号

茨城県龍ヶ崎市長山6丁目10番地11

再生債務者 櫻井 智史

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和8年3月4日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第98号

大阪府高石市取石2丁目38番3-404号

再生債務者 山下 耕太

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和8年3月5日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再口)第5号

福島県郡山市安積町荒井字雷神24番地の1 県営住宅02棟008号

再生債務者 佐藤 歩

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和8年(再口)第1号

北九州市八幡西区永犬丸3丁目8番47-101号

再生債務者 香月 宏継

- 1 決定年月日時 令和8年3月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(再口)第1号

神戸市須磨区千歳町4丁目3番34-104号

再生債務者 花岡 隆幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月22日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年(再口)第1号

茨城県牛久市上柏田3丁目27番地8

再生債務者 高橋 秀次

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年5月7日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第10042号

神奈川県川崎市川崎区大島1-20-7-1

再生債務者 當山 輝雄

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月23日まで
令和8年3月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第4号

静岡県島田市横井3丁目26番17号

再生債務者 原 幸司

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月24日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月27日まで
令和8年3月6日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再口)第1号

青森県むつ市旭町9番48号

再生債務者 早坂 真悦

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月21日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再口)第2号

青森県むつ市旭町9番48号

再生債務者 早坂 真子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月21日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年4月2日まで
令和8年3月5日

青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年(再口)第31号

大阪府吹田市南正雀2丁目26番10号 (103)

再生債務者 櫻庭 美佳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月5日

大阪地方裁判所第6民事部

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりましたので公告します。

この合併については令和八年三月一日付で北海道の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

北海道岩見沢市十条西二十一丁目一番地一

(甲) 医療法人北翔会

理事長 一岡 理華

札幌市白石区栄通三丁目三番三五号

(乙) 医療法人若医会

理事長 一岡 理華

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十六日

東京都世田谷区桜丘一丁目一〇番一〇号

(甲) 合同会社Lノボノ

代表社員 ヴァイン・ヨセフ

東京都世田谷区桜丘一丁目一〇番一〇号

(乙) 有限会社Joveiron de

取締役 ヴァイン・ヨセフ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年八月十五日
掲載頁 一〇九頁(号外第一八五号)
令和八年三月十六日

東京都港区海岸一丁目七番一号

(甲) ソフトバンク株式会社
代表取締役 宮川 潤一
(乙) 日本コンビニエータビジョン株式会社
代表取締役 桜井 勇人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日であり、この合併に伴い、甲は、その商号を auフィナンシャルサービス株式会社に、その本店所在地を東京都港区高輪二丁目二番一号に変更いたします。この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十六日
掲載頁 九十四頁(号外第一三二号)
http://www.kddi-1s.com
令和八年三月十六日

東京都港区港南二丁目一六番一号
(甲) auペイメント株式会社
代表取締役 菊池 良則
東京都港区西新橋二丁目三番一号
(乙) auフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役 長野 敦史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 及び (乙)

掲載 官報
掲載の日付 令和八年三月十六日
掲載頁 一二八頁(号外第四十七号)
令和八年三月十六日

福岡県大川市大字鐘ヶ江二七番地の二
(甲) 株式会社エトウ
代表取締役 山崎 彩
福岡県久留米市西町八四七番地三〇
(乙) 株式会社 STARBURST
代表取締役 山崎 彩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場の経営(岩手県奥州市水沢佐倉河字吹張四番地一「アズ水沢」)に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月四日
掲載頁 五十九頁(号外第二十五号)
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月十六日
掲載頁 九十六頁(号外第三十二号)
令和八年三月十六日

岩手県盛岡市東見前九地割一八番地一
(甲) 株式会社カネマン
代表取締役 三浦 崇
岩手県奥州市水沢佐倉河字吹張四番地一
(乙) 株式会社アズ水沢
代表取締役 合田 哲万

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するコスモス再生エネルギー株式会社(住所東京都豊島区西池袋五丁目五番二一三六〇二号)に対して当社の太陽光発電事業及び資産管理業務に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年三月十三日
掲載頁 二頁

令和八年三月十六日

埼玉県戸田市本町五丁目九番一〇号
フアミリー引越センター株式会社
代表取締役 長嶺 宏一

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設するキング再生エネルギー株式会社(住所東京都豊島区西池袋五丁目五番二一三六〇二号)に対して、甲及び乙の太陽光発電事業及び資産管理業務に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年三月十三日
掲載頁 二頁
(乙) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年三月十三日
掲載頁 二頁

埼玉県新座市野火止八丁目三番三号
(甲) キング引越センター株式会社
代表取締役 長嶺 宏一
横浜市都筑区佐戸町三四九番地
(乙) 神奈川県フアミリー引越センター株式会社
代表取締役 長嶺 宏一

当社は、株式会社組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年四月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社パネライとします。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年三月十六日

埼玉県川口市南鳩ヶ谷三丁目一六番一〇号
合同会社パネライ
代表社員 竹田 洋明

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年三月十六日

東京都渋谷区恵比寿南二一四二一〇七
マネーラボ合同会社
代表社員 片桐 明子

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年三月十六日

東京都世田谷区野沢四丁目七番一号
合同会社スノーアセット
代表社員 雪野 悟

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年三月十六日

東京都中央区日本橋兜町一七番一七〇六号
合同会社oz
代表社員 豊田 有希

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年三月十六日

神奈川県横浜市金沢区並木三丁目六番六一〇二号
合同会社ゴールドマウント
代表社員 内田祐衣子

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年四月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社MU2とします。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年三月十六日

神奈川県横須賀市追浜東町二丁目三番地一
ザ・パークハウス追浜D一七一六
合同会社MU2
代表社員 小牟禮智之

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年三月十六日

神奈川県横浜市戸塚区上倉田町九〇八番地
合同会社相川インベストメント
代表社員 相川 佳之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

神奈川県横浜市鶴見区東寺尾東台二丁目一
五番・アビタ東寺尾二〇二

合同会社リアレア
代表社員 澤井 孝

組織変更公告

当会社は令和八年五月一日を効力発生日として組織変更により株式会社となる。異議ある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内に申述された。

令和八年三月十六日

山梨県甲斐市大笠一〇〇番地一二六
合同会社ムッチ 代表社員 金子 美雪

組織変更公告

当組合は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

静岡県伊東市宇佐美一九八一番地の八
農事組合法人アグリ天峰 理事 稲葉 尚子

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十二日であり、組織変更後の商号はIKASE株式会社とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

愛知県名古屋市中村区角割町五丁目二番地
一アラバスク三〇二
Twentytwo合同会社
代表社員 後田 克貴

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

令和八年三月十六日

大阪府西区江戸堀一丁目一四番一平和相互肥後橋ビル四〇四
合同会社Orange
代表社員 弘中かぐら

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

大阪府高槻市奈佐原二丁目一四番一五
〇六号高槻阿武山VENTO
合同会社Smooth
代表社員 塩崎 謙

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

組織変更後の商号は株式会社エムズスタジオとします。

効力発生日は令和八年五月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年三月一日に終了しております。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

兵庫県西宮市小曾根町二丁目一―二九ナイ
トービル小曾根二〇一―号
合同会社M&Living
代表社員 西尾慎太郎

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社MIRAINAとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十六日

奈良市左京五丁目三番地の三六
合同会社nicoma
代表社員 瀧口 功一

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

令和八年三月十六日

熊本市中央区十禅寺一丁目二番七号
合資会社片島ボデー工場
代表社員 片島 正弘

効力発生日変更公告

当社は、令和八年四月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年七月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月十六日

兵庫県西宮市浜甲子園三丁目五番三三
松井金網工事株式会社
代表取締役 松井 良介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百万円減少し三百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出ください。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十六日

東京都杉並区阿佐谷北五丁目三二番三三
有限会社快
取締役 藤田 宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六百万円減少し一億円とすることにいたしました。ただし、効力発生日までの間に株式の発行があった場合は、当該株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することとし、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月十六日

東京都渋谷区猿楽町一八番一―号
株式会社戸符温泉ホールディングス
代表取締役 濱口 弘

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一―号
株式会社レックスアドバイザーズ
代表取締役 岡村 康男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十六日

東京都新宿区西新宿六丁目一四番一―号新宿
グリーンタワービル二―F
株式会社土屋建築研究所
代表取締役 土屋 正

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年三月十六日

東京都中央区銀座七丁目一三番一―五号
株式会社大富
代表取締役 張 麗玲

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十六日

奈良県橿原市曾我町三五二番地の四
株式会社平成建設
代表取締役 吉崎 真仁

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十六日

徳島県徳島市北田宮一丁目八番七四号
四国太陽日酸株式会社
代表取締役 兵頭 修巳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年三月十六日

福岡市博多区那珂六丁目二七番一―六号
株式会社山口油屋福太郎
代表取締役 樋口 元信

限定承認公告

本籍北海道函館市大船町二五一番地、最後の住所札幌市豊平区月寒東五条九丁目五番三三〇号

被相続人 亡 西田 達哉

右被相続人は令和七年十一月二十四日死亡し、その相続人は令和八年三月三日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月十六日 札幌市豊平区月寒東五条九丁目五番三三〇号 リラハイツK S一三〇三三〇号

相続財産清算人 西田あゆみ

金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、令和八年五月一日を効力発生日として、株式会社証券ジャパン(住所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番一八号)に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部である顧客取引に関する事業を譲渡することいたしました。顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業等において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、当社の顧客との間の取引並びに当社が金融商品取引業等に関して顧客から預託を受けた財産は、株式会社証券ジャパンに全て承継されるため、結了が必要なる顧客取引及び返還を必要とする顧客財産は、ございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

令和八年三月十六日 東京都中央区日本橋茅場町三丁目二番二二〇号 三晃証券株式会社 代表取締役 田畑慎一郎

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ネクスト(住所茨城県ひたちなか市柳が丘一五番地四)に対して当社の有価証券及び不動産等の投資業務並びにそれらの保有、賃貸、管理及び運用事業に関する権利義務を承継させることいたしました。

また当社は、資本金の額を百万円減少し、二百万円とするにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十二日

掲載頁 一二二頁(号外第三十号)

令和八年三月十六日

茨城県水戸市青柳町四二一番地一 株式会社三協通信 代表取締役 猪狩 俊博

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月十日

掲載頁 二〇七頁(号外第八十一号)

令和八年三月十六日 東京都千代田区丸の内三丁目一番一〇号 共同会計事務所内 日光IVホールディング特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金二十五億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月十日

掲載頁 二〇八頁(号外第八十一号)

令和八年三月十六日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一〇号 共同会計事務所内 日光特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年十月十五日

掲載頁 五十五頁(号外第二二九号)

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一〇号 共同会計事務所内 日光2特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月十日

掲載頁 二〇九頁(号外第八十一号)

令和八年三月十六日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一〇号 共同会計事務所内 特定目的会社J R I C I 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億五千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0047/index.html

令和八年三月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一〇号 Scala特定目的会社 取締役 鄭 武壽

訂正公告

令和八年二月二日(号外第二十二号)掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑥令咨5年9月22日」とあるは「⑥令和5年9月28日」の誤り、「⑦令咨5年12月31日」とあるは「⑦令咨8年1月5日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年三月十六日 埼玉県蕨市塚越一―一四花見第三ビル 五階 SUNSHINE GLOBAL株式会社 代表取締役 ファム・ディン・ツォン

訂正公告

令和八年三月十日掲載の被相続人 亡 小口 泰文に係る限定承認公告中、被相続人の本籍「東京都大田区田園調布四丁目三番一」とあるは「茨城県水戸市常磐町二丁目五七七二番地一」、最後の住所「茨城県水戸市常磐町二丁目五七七二番地一」とあるは「東京都府中市左京区聖護院蓮華蔵町四六番地コープ鴨川B棟一〇九号」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月十六日 東京都港区南青山六―一―二一三三〇三 相続財産清算人 小口 泰明

連絡先 東京都中央区銀座四丁目一〇番一〇号 GMBビル一階春日法律事務所 所 右代理人弁護士 春日 秀文 同 弁護士 姫井 葉子

正 誤

ページ段 行 誤 正 平成十五年四月一日文化庁告示第三号(重要文化財を管理すべき地方公共団体を定める件)(原稿誤り)

五上 表中所在千代田区霞が関台東区池之端一(原稿誤り) 二五二 中の場所欄三丁目二番二丁目一一番

令和七年十一月十四日(号外第二百五十一号)海上保安庁告示第二十九号(海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する件)(原稿誤り)

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

令和七年十二月三日(号外第二百六十五号)海上保安庁告示第三十号(海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示)(原稿誤り)

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

四 一 令和七年十二月二日(号外第二百六十五号)海上保安庁告示第三十号(海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示)(原稿誤り)

四 一 令和七年十二月二日(号外第二百六十五号)海上保安庁告示第三十号(海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示)(原稿誤り)

四 一 令和七年十二月二日(号外第二百六十五号)海上保安庁告示第三十号(海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示)(原稿誤り)